令和５年小値賀町議会定例３月会議

１、出　席　議　員　　７　名

				２	番
		松	屋	治	郎
３	番	宮	﨑	良	保
４	番	黒	﨑	政	美
５	番	末	永	一	朗
６	番	浦		英	明
７	番	今	田	光	弘
８	番	横	山	弘	藏

２、欠　席　議　員　　な　し

３、地方自治法第１２１条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	西村久之
副町長	近藤進
教育長	中村慶幸
会計管理者	前田隆利
総務課長	谷元芳久
住民課長	橋本博明
福祉事務所長	前田達也
産業振興課長	博多屋雄一郎
農業委員会事務局長	北村仁
建設課長	橋本満
建設課理事	村田祐一郎
診療所事務長	牧尾豊
教育次長	永田敬三
こども園長	植村敏彦

４、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会事務局長	西浩康
議会事務局書記	松田智恵美

５、議事日程

別紙のとおりである。

議　事　日　程

令和５年小値賀町議会３月会議

令和５年３月８日（水曜日）　　午前１０時００分

第　１　会議録署名議員指名　（　今田光弘議員　・　松屋治郎議員　）

第　２　議案第　２　号　ぎばれ！小値賀ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例（案）

第　３　議案第　６　号　小値賀町議会議員及び小値賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）

第　４　議案第　７　号　小値賀町税条例の一部を改正する条例（案）

第　５　議案第　８　号　小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

第　６　議案第　９　号　小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

第　７　議案第１０号　小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

第　８　議案第１１号　小値賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

第　９　議案第１２号　小値賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

第　１０　議案第１３号　小値賀町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）

第１１　議案第１４号　小値賀町公民館設置条例の一部を改正する条例（案）

第１２　議案第１５号　令和４年度　小値賀町一般会計補正予算（第７号）

第１３　議案第１６号　令和４年度　小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第２号）

第１４　議案第１７号　令和４年度　小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

第１５　議案第１８号　令和４年度　小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）

第１６　議案第１９号　令和４年度　小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

第１７　議案第２１号　令和４年度　小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

第１８　議案第２２号　令和４年度　小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第４号）

第１９　議案第２０号　令和４年度　小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第２号）

第２０　議案第２３号　令和５年度　小値賀町一般会計予算

第２１　議案第２４号　令和５年度　小値賀町渡船事業特別会計予算

第２２　議案第２５号　令和５年度　小値賀町国民健康保険事業特別会計予算

第２３　議案第２６号　令和５年度　小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算

第２４　議案第２７号　令和５年度　小値賀町介護保険事業特別会計予算

第２５　議案第２８号　令和５年度　小値賀町簡易水道事業特別会計予算

第２６　議案第２９号　令和５年度　小値賀町下水道事業特別会計予算

第２７　議案第３０号　令和５年度　小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算

午前10時00分　開　議

議長（横山弘藏）　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、７番・今田光弘議員、２番・松屋治郎議員を指名します。

日程第２、議案第２号、ぎばれ！小値賀ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。　　町　　長

町長（西村久之）　議案第２号、ぎばれ！小値賀ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例（案）について説明をいたします。

地方創生応援税制とは、「企業版ふるさと納税」と呼ばれ、地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について、法人関係税を税額控除される仕組みです。

企業から頂いた寄附は、国から認定を受けた地域再生計画に位置づけられる地方創生の取組の財源として充当されることになりますが、基金へ積み立て、後年度の事業へ活用する場合は、条例への規定の追加が必要となります。個人から頂いたふるさと納税とあわせ、企業版ふるさと納税についても小値賀町の貴重な財源の１つでありますので、今後の小値賀町の地域振興に関する事業の財源として活用するため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第４条第１項第７号を新たに定めるもので、企業版ふるさと納税を基金へ積み立てる場合に、その使途として、国から認定を受けた「地域再生計画」に基づく事業へ活用することを可能とするため規定を追加するものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。　　浦　議　員

６番（浦　英明）　ただいまの町長の説明を聞いてわかりましたんですけど、なぜ今回この７号として上げたのかなと、私は不思議に思っておったんですけども、それはそれで今言ったようにわかりました。

それであります１号から７号ですね、こちらの活用、基金を活用するというような方法で、現在何も活かされておりませんけども、この分についてはどういうふうな考えなのですか。お尋ねします。

議長（横山弘藏）　総 務 課 長

総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。

浦議員のおっしゃった、現在の１号から７号への事業の寄附金の充当が、活用がなされていないのではないかということですけども、それを活用するために今回、国の方の実施計画を出した際にですね、この１号から７号に該当する、その７号で読み取って、この寄附金をですね事業に充当しようということで計画を出したところ、今回地域再生計画に基づく事業への活用となっておりますけども、小値賀町でいう「まち・ひと・しごと総合戦略」令和２年度に作成しておりますけども、その事業内容を、しっかりこの基金の条例の中にうたい込むようにということで指示されております。現状は７号で読み取ろうとしておりましたけども、しっかりそこを地域再生計画「まち・ひと・しごと総合戦略」というものを、明確にそこの条例に追加するということで、今回最終補正でもとりあえず観光の方に充当するという形で、補正予算の方でも上げさせていただいております。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　企業版ということで、今回この７号を新たに追加したわけですけども、私がさっき言ったのはちょっとわかりにくかったかしれませんけども、個人から頂いたそういったその基金、寄附金ですね、そういったものをどういうふうにして今まで活用できなかったのか、そこをちょっと聞いておるんですけど。

議長（横山弘藏）　総 務 課 長

総務課長（谷元芳久）　すいません。私の勘違いで申し訳ございません。

個人の分については、通常どおりこの基金条例に基づいて、毎年 1,000 万円の主要な事業に充当させていただいております。それは、おぢか新聞等でも広報しておりますので、それは毎年そういうふうにしてやっていきたいと思っております。

議長（横山弘藏）　今 田 議 員

７番（今田光弘）　今の部分ですが、小値賀町のふるさと納税を宣伝しているサイトを見ますと、その寄附金の活用例がない状況になってるんですよ。もし活用されているのであれば、やっぱそういうのもアピールする必要があるんではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（横山弘藏）　総 務 課 長

総務課長（谷元芳久）　お答えします。

一応あの議会の方でも、一応その使途については、ホームページやおぢか新聞等で広報するということになっておりますので、そこは少ししっかり広報させていただきます。

議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第２号、ぎばれ！小値賀ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２号、ぎばれ！小値賀ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第３、議案第６号、小値賀町議会議員及び小値賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。　町　長

町長（西村久之）　議案第６号、小値賀町議会議員及び小値賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）について説明をいたします。

今回の改正は、公職選挙法の一部が改正され、国の選挙運動公費負担の限度額が見直しされたことに伴い、本町の選挙運動公費負担の限度額の引き上げを行うため条例の一部を改正するものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

なお、詳細な説明については担当が申し上げます。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏）　総 務 課 長

総務課長（谷元芳久）　それでは、担当より説明いたします。
新旧対照表、１ページをご覧ください。
第４条第２号中アの、一般運送契約以外の借入契約での、選挙運動用自動車の１日の使用料を、１万 5,800 円から、１万 6,100 円に改め、同じく、イの選挙用自動車に供給する１日当たりの燃料代を、7,560 円から 7,700 円に改めるものでございます。
第８条は、選挙用運動用ビラの作成単価を７円 51 銭から７円 73 銭に改めるものでございます。
第 11 条は、選挙運動用ポスターの１枚当たりの単価の限度額を計算する場合の当該作成単価 525 円６銭を 541 円 31 銭に、作成単価にポスター掲示場の数を乗じて加える金額 31 万 500 円を 31 万 6,250 円に改めるものでございます。
以上で、説明を終わります。
議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから、議案第６号、小値賀町議会議員及び小値賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、議案第６号、小値賀町議会議員及び小値賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第７号、小値賀町税条例の一部を改正する条例（案）を議題と

します。
本案について、提案理由の説明を求めます。　　町　　長
町長（西村久之）　議案第７号、小値賀町税条例の一部を改正する条例（案）について説明いたします
今回の改正は、現在の「小値賀町過疎地域持続的発展計画」に記載しております「税制上の特別措置に関する産業振興促進事項」並びに、新たな離島振興計画に記載を予定しております「産業振興促進事項」による地域振興を促すため、事業者による一定以上の投資について、固定資産税の税法上の特別措置を適用可能とするための税条例の改正を行うものでございます。
附則として、第１条で、この条例は、令和５年４月１日から施行するといたしております。
第２条は、改正後の本条例の規定は、令和５年度以降の年度分の固定資産税について適用し、令和４年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるといたしております。
以上で提案理由の説明を終わります。
なお、詳細な説明については、担当が申し上げます。
よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　住　民　課　長
住民課長（橋本博明）　それでは、担当より説明いたします。
新旧対照表をご覧ください。
今回の改正では、新たに第 62 条の２を設け、第１項で課税免除の根拠であります「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の関係条項を明記するとともに、その後段に小値賀町の過疎地域持続的発展計画に指定しております、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業もしくは旅館業の用に供する設備の取得等をした者については、その資産に対して賦課する固定資産税について、取得から３年間は課税免除することができると規定しております。
第２項は、課税免除の根拠が「離島振興法」であるところから、別建てとして規定しております。
第３項では、課税免除の適用を受けるための手続き及び、必要とする書類等を規定しております。
以上で説明を終わります。
議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。　　浦　議　員
６番（浦　英明）
第１項でですね、「固定資産税は、第 54 条の規定にかかわらず、新たに固定資

産税を課されることとなった年度分以降の３年間に限り課税を免除する」というふうに書かれておりますけども、なんで３年間なのか、できれば10年間していただければと思うんですけども、そこは上位法ですから仕方ないんでしょうけども、確認のためお尋ねします。

議長（横山弘藏）　住 民 課 長

住民課長（橋本博明）　お答えいたします。

上位のですね、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法におきまして、３年に限り課税免除ができるということが規定されておりまして、それにならって規定したところであります。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　それから３項におきまして、１号ですね「所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号」とありますけども、この個人番号がちょっとわからないんで、どういった番号なのかお尋ねをします。

議長（横山弘藏）　住 民 課 長

住民課長（橋本博明）　お答えいたします。

いわゆるマイナンバーでございます。

議長（横山弘藏）　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第７号、小値賀町税条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。

したがって、議案第７号、小値賀町税条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第８号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。　　町　　長
町長（西村久之）　議案第８号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について説明いたします
今回の改正は、国民健康保険法の改正により、出産育児一時金の金額が改正されたため、本条例の改正を行うものでございます。
新旧対照表をご覧ください。
第５条において、出産育児一時金の額を 40 万 8,000 円から 48 万 8,000 円に改めるものでございます。
附則として、第１条で、この条例は、令和５年４月１日から施行するといたしております。
第２条で、この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるといたしております。
以上で提案理由の説明を終わります。
よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
ありませんか。　　今　田　議　員
７番（今田光弘）　この経過措置としてわざわざうたっているんですが、施行期日が４月１日からと明記されているのに、この経過措置というのは必要なんでしょうか。
議長（横山弘藏）　住　民　課　長
住民課長（橋本博明）　お答えいたします。
この経過措置に関しましては、出産のタイミングと届出のタイミングが異なった場合におきまして、施行期日のみでありますと４月１日以降に、４月１日以前の出産を４月１日以降に届けられた場合の部分が曖昧になりますので、第２条を設けているところです。
議長（横山弘藏）　ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第８号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、議案第８号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第９号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第９号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について説明いたします
今回の改正は、地方税法の改正により、国民健康保険税のうち後期高齢者支援金に係る課税限度額の改正及び、国民健康保険税の減額計算に用いる金額が改正されたため、本条例の改正を行うものでございます。
新旧対照表１ページをご覧ください。
第２条第３項で、後期高齢者支援金等課税限度額 20 万円を 22 万円に改めております。
第 23 条第１項においても同様に、課税限度額 20 万円を 22 万円に改め、同じく第２号は、国民健康保険税を減額する計算に用いる１人当たりの額28万5,000円を 29 万円に、同じく第３号では、52 万円を 53 万 5,000 円に改めております。
２ページ、第 24 条の３第２項の改正は、国民健康保険税の減額対象となる非自発的退職者が特例対象被保険者等であることを申告する際に必要とする書面として、雇用保険受給資格通知を追加する改正となっております。
附則として、第１条で、この条例は令和５年４月１日から施行するといたしております。
第２条で、改正後の第２条第３項ただし書及び、第 23 条の規定は、令和５年度以後の年度分の保険税について適用し、令和４年度以前の年度分の保険税については、なお従前の例によるといたしております。
以上で提案理由の説明を終わります。
よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。
質疑ありませんか。　　浦　議　員
６番（浦　英明）　この後期高齢者支援金に係る分だけ、こういうふうに変更されておりますけども、なぜこれだけだったのですか。お尋ねします。
議長（横山弘藏）　住 民 課 長
住民課長（橋本博明）　お答えいたします。
今回の町税法の改正がですね、この後期高齢者支援金分のみに係る法改正でしたので、それに伴う条例の改正になっております。
議長（横山弘藏）　浦　議　員
６番（浦　英明）　まあ上位法だからですね、しょうがありませんけど。
それであの限度額がですね、22 万円とこういうふうに記載されておりますが、以前の限度額が 20 万円でございましたので、その分の業種といいますか、それから該当者、これが何人いるのか。またあの今回の限度額引き上げによって 22 万円に満ちる者が何名いるのか、そこあたりをお尋ねします。
議長（横山弘藏）　住 民 課 長
住民課長（橋本博明）　お答えいたします。
令和５年度におきまして、この 22 万円に到達する方の人数等はまだ計算がなされておりませんので不明であります。５年度にしかわからないものになっております。で、すいません現状ですね、この後期高齢者支援金等分の限度額に達している方につきましてはちょっと後ほど答弁させていただきたいと思います。
議長（横山弘藏）　ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから、議案第９号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。

したがって、議案第９号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第 10 号、小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。　町　長

町長（西村久之）　議案第 10 号、小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について 説明いたします。

今回の改正は、民法等の一部を改正する法律により、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除された事による改正及びこども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の改正を行うものでございます。

附則として、この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第 26 条の改正規定は公布の日から施行するといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

なお、詳細な説明については、担当が申し上げます。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏）　福祉事務所長

福祉事務所長（前田達也）　それでは、担当よりご説明させていただきます。

新旧対象表をご覧ください。

こども家庭庁設置法によりまして本条例で引用されております、子ども・子育て支援法の条項ずれが生じておりますので、現行における第 19 条第２項、第 45 条第３項、第 72 条から第 76 条までが削られることに伴いまして、所要の改正をいたします。

新旧対照表１ページ、第４条、第６条、それから２ページ、第７条、第８条、第 13 条、３ページ、第 15 条、４ページ、第 20 条と第 35 条、５ページ、第 36 条、６ページ、第 37 条、第 39 条、７ページ、第 51 条、８ページ、第 52 条におきまして、それぞれ所要の改正を行っております。

それから４ページ、第 15 条第４項、及び７ページの第 44 条では、所管省庁の移管に関するもので、厚生労働大臣から内閣総理大臣へ権限が移管されるため、所要の改正をおこなっております。

４ページ、第 26 条は、民法等の一部を改正する法律によりまして、懲戒権に関する規定を削除するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。
　これから質疑を行います。
　質疑はありませんか。
　質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
　これで質疑を終わります。
　これから討論を行います。
　討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。

　これから、議案第 10 号、小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）を採決します。
　お諮りします。
　本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
　したがって、議案第 10 号、小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第 11 号、小値賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。
　本案について提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第 11 号、小値賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について説明いたします
　今回の改正は、先ほどの議案第 10 号と同様、民法等の一部を改正する法律により、設備及び運営に基準を定める省令から懲戒権に関する規定が削除されたことによる改正に加え、国の家庭的保育事業所等の運営に関する基準について、児童の安全の確保のための安全計画の策定を始めとする運営基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。
　附則として、第１条で、この条例は令和５年４月１日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定は、公布の日から施行することといたしております。
　第２条では、改正後の第７条の３第２項で規定されている、送迎自動車への

ブザー等の設置義務について、令和６年３月 31 日までの経過措置を設けております。

以上で提案理由の説明を終わります。

なお、詳細な説明については、担当が申し上げます。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏）　福祉事務所長

福祉事務所長（前田達也）　それでは、担当よりご説明させていただきます。

新旧対象表をご覧ください。

１ページ、第７条の２は新設で、児童の安全確保の推進を明記するものでございまして、第１項は安全計画の策定、第２項は安全計画の職員への周知及び研修、訓練の実施、第３項は安全計画の保護者への周知を義務付けるものでございます。第４項は定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものといたしております。

第７条の３も新設で、移動における自動車運行時の安全管理を明記するもので、第１項は乗車及び降車の際に所在確認を行うこと、第２項は送迎自動車へブザー等の装置を設置することを義務付けるものでございます。

第 10 条は、職員の基準において、利用乳幼児の保育に支障が生じない場合に限り、併設する他の福祉施設の設備や職員を共有できるとするものでございます。

２ページ、第 13 条は、民法等の一部を改正する法律により、懲戒権に関する規定を削除するものでございます。

第 14 条は、衛生管理の推進の努力義務化の強化として、感染症や食中毒などの防止のため、職員への研修や訓練を実施することを明記するものでございます。

第 25 条は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、所管省庁の移管に関するもので、厚生労働大臣から内閣総理大臣へ権限が移管されるためのもので、所要の改正をするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから、議案第 11 号、小値賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、議案第 11 号、小値賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第９、議案第 12 号、小値賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第 12 号、小値賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について説明をいたします
今回の改正は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、児童の安全の確保のための安全計画の策定を始めとする運営基準が定められることに伴い、所要の改正を行うものでございます。
附則として、第１条で、この条例は令和５年４月１日から施行するといたしております。
第２条では、改正後の第７条の２の規定の適用について、令和６年３月 31 日までの経過措置を明記しております。
以上で提案理由の説明を終わります。
なお詳細な説明については、担当が申し上げます。
よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　福祉事務所長
福祉事務所長（前田達也）　それでは、担当よりご説明いたします。
新旧対象表をご覧ください。
１ページ、第７条の２は新設で、児童の安全確保の推進を明記するものでございまして、第１項は、安全計画の策定、第２項は、安全計画の職員への周知

及び研修、訓練の実施、第３項は、安全計画の保護者への周知を義務付けるものでございます。

第４項は、定期的な安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものといたしております。

第７条の３も新設で、移動における自動車運行時の所在確認を明記するもので、自動車を運行する場合には、乗車及び降車の際に所在確認を行うことを義務付けるものです。

第 13 条の２も新設で、業務継続計画の策定を明記するもので、第１項は、災害時等における業務継続計画の策定、第２項は、業務継続計画の職員への周知及び研修、訓練の実施を努力義務とするものでございます。

２ページ、第３項は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更することを努力義務とするものでございます。

第 14 条第２項は、衛生管理の推進の努力義務化の強化として、感染症や食中毒などの防止のため、職員への研修や訓練の実施を努力義務とするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 12 号、小値賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、小値賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第13号、小値賀町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。　町　長

町長（西村久之）　議案第13号、小値賀町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）について説明いたします。

今回の改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、本条例で引用しております子ども・子育て支援法において条項ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、第２条で引用しております、子ども・子育て支援法第77条第１項各号を第72条第１項各号に改めるものでございます。

附則として、この条例は令和５年４月１日から施行するといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号、小値賀町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、小値賀町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 14 号、小値賀町公民館設置条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。　　町　　長

町長（西村久之）　議案第 14 号、小値賀町公民館設置条例の一部を改正する条例（案）について説明いたします。

今回の改正は、公民館長を会計年度任用職員として任用している現状を踏まえ、任期の規定を削除するもので、新旧対照表のとおり第３条第２項を削るものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。　　今　田　議　員

７番（今田光弘）　削除する部分の中で、「館長は、非常勤とし」ということで、任期以外にも非常勤であるということが明記されているんですが、それが条例がもうなくなってしまうということは、これは常勤になるということなんでしょうか。

議長（横山弘藏）　教　育　次　長

教育次長（永田敬三）　お答いたします。

会計年度任用職員として、館長を任用するということになります。

議長（横山弘藏）　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 14 号、小値賀町公民館設置条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、議案第14号、小値賀町公民館設置条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。
５分間、しばらく休憩します。

―　休憩　　午前　　10　時　42　分　―
―　再開　　午前　　10　時　46　分　―

議長（横山弘藏）　再開します。

日程第12、議案第15号、令和４年度小値賀町一般会計補正予算（第７号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。　　町　　長
町長（西村久之）　議案第15号、令和４年度小値賀町一般会計補正予算（第７号）について説明いたします。
今回の補正予算の主な内容は、令和４年度へ繰り越す事業登録、歳入においては、地方交付税の増額、地方債の変更、差引歳計剰余見込金の基金への繰り戻しが主なものでございます。
歳出では、雇用機会拡充事業補助金の申請実績による減額、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の縮小、延期、中止及び旅費の減額補正、特別会計の事業実績見込みに伴う、一般会計繰出金や各事業の精算減額補正が主なものでございます。
予算書１ページ、第１条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、１億8,669万3,000円を減額し、補正後の予算総額を40億3,405万1,000円とするものでございます。
第２条は、繰越明許費で、５ページ第２表に示しますとおり、在宅勤務システム構築業務委託ほか12事業について、年度内完成が困難なため、令和５年度に繰り越すものでございます。
第３条は、地方債の補正で６ページ第３表に示しますとおり、高齢者生活福祉センター改修事業のほか、13 事業の起債限度額の変更と、総合体育館改修事業を廃止するものでございます。
以上、補正予算の概要を説明いたしました。
詳細については担当より説明させますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏）　総 務 課 長

総務課長（谷元芳久）　それでは、説明書９ページ、歳入から説明いたします。

９款１項１目・地方特例交付金を 34 万円減額し、１項・地方特例交付金の総額を 26 万円としております。

10 款１項・地方交付税は、特別交付税を１億 2,800 万円増額し、１項・地方交付税の総額を 21 億 698 万 2,000 円としております。

13 款１項６目・土木使用料 104 万 6,000 円減額、７目・教育使用料を 75 万 8,000 円減額し、１項・使用料の総額を 3,477 万 2,000 円としております。

14 款１項１目・民生費国庫負担金 131 万 6,000 円減額、２目・衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルス接種対策費国庫負担金が主なもので、722 万 9,000 円を増額し、１項・国庫負担金の総額を１億 3,771 万 6,000 円としております。

同じく、２項１目・民生費国庫補助金 500 万円の減額は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金で、２目・衛生費国庫補助金を 190 万 3,000 円増額、４目・土木費国庫補助金 27 万円減額、５目・消防費国庫補助金を 10 万 2,000 円増額、６目・教育費国庫補助金８万 6,000 円減額、７目・総務費国庫補助金は、地方創生推進交付金の減額が主なもので、429 万 1,000 円を減額し、２項・国庫補助金の総額を１億 9,279 万 8,000 円としております。

同じく、３項１目・総務費委託金 9,000 円増額、２目・民生費委託金を 2,000 円減額し、３項・委託金の総額を 85 万 7,000 円としております。

15 款１項１目・総務費県負担金を 19 万円増額、２目・民生費県負担金 76 万 9,000 円減額、３目・衛生費県負担金を４万円増額し、１項・県負担金の総額を 7,125 万円としております。同じく、２項１目・総務費県補助金 1,460 万 7,000 円の減額は、長崎県国境離島地域雇用機会拡充事業交付金が主なもので、３目・衛生費県補助金を 16 万 7,000 円増額、４目・農林水産業費県補助金を各節のとおり 53 万 5,000 円減額、５目・商工費県補助金７万 2,000 円減額、６目・土木費県補助金 20 万円減額、８目・教育費県補助金を 77 万 6,000 円減額し、２項・県補助金の総額を２億 4,710 万 3,000 円としております。同じく、３項１目・総務費委託金 1,000 円減額、６目・土木費委託金を３万 1,000 円減額し、３項・委託金の総額を 1,475 万 7,000 円としております。

17 款１項１目・一般寄附金は、ふるさと寄附金を 500 万円減額し、１項・寄附金の総額を 5,500 万 9,000 円としております。

18 款１項・基金繰入金は、これまで財源充当していた基金への繰り戻しでございまして、各目、各節のとおり、２億 6,590 万円を減額し、１項・基金繰入金の総額を３億 1,365 万円としております。同じく、２項５目・後期高齢者医療特別会計繰入金を、61 万 8,000 円減額し、２項・特別会計繰入金の総額を 1,185 万 9,000 円としております。

20 款４項５目・雑入を 18 万 5,000 円増額し、４項・雑入の総額を 2,916 万 8,000 円としております。

21 款１項・町債は、借り換え及び実績見込みによるもので、各目、各節のとおり、2,290 万円を減額し、１項・町債の総額を３億 2,621 万 1,000 円としております。

15 ページ、歳出では、１款１項１目・議会費を 63 万 5,000 円減額し、１項・議会費の総額を 4,986 万円としております。

２款１項１目・一般管理費 509 万 4,000 円の減額は、人件費、旅費及び汎用的電子申請システム導入業務委託料等の精算による減額が主なもので、３目・財政管理費 493 万 6,000 円減額は、公共施設老朽化対策調査委託料が主なもので、５目・財産管理費は、各種基金積立金の増額が主なもので、833 万 9,000 円増額、６目・企画費 1,120 万 3,000 円の減額は、ふるさと寄附金関係経費が主なもので、８目・空港費 47 万 2,000 円減額、11 目・ふるさと創生事業費 588 万 9,000 円の減額は、後継者確保支援奨学資金補助金が主なもので、15 目・新型感染症対策費は、地方創生臨時交付金返還金が主なもので、887 万 5,000 円を増額し、１項・総務管理費の総額を６億 406 万 4,000 円としております。同じく、２項１目・税務総務費を 91 万 3,000 円減額し、２項・徴税費の総額を 3,150 万 2,000 円としております。同じく、３項１目・戸籍住民基本台帳費は、各節のとおり 119 万 9,000 円減額、２目・住民基本台帳ネットワーク費を 43 万 3,000 円減額し、３項・戸籍住民基本台帳費の総額を 3,292 万円としております。同じく、４項・選挙費を各目・各節のとおり、185 万 7,000 円増額し、総額を 725 万 2,000 円としております。同じく、５項・統計調査費を 7,000 円減額し、総額を 22 万円 7,000 円としております。

３款１項１目・社会福祉総務費 178 万 6,000 円の増額は、介護保険事業特別会計繰出金が主なもので、３目・老人福祉費 734 万 3,000 円減額は、生きがい活動支援ディサービス業務委託料のほか、各節のとおり、事業実績に伴う減額が主なもので、４目・障がい者福祉費を 50 万円増額し、１項・社会福祉費の総額を４億 3,543 万 4,000 円としております。同じく、２項１目・児童福祉総務費を 81 万 3,000 円減額、２目・母子福祉費 149 万 5,000 円減額、４目・こども園費を各節のとおり、537 万 7,000 円減額し、２項・児童福祉費の総額を１億 3,667 万 9,000 円としております。同じく、３項１目・生活保護総務費を８万 4,000 円増額し、３項・生活保護費の総額を 7,387 万 3,000 円としております。

４款１項１目・保健衛生総務費 3,255 万 7,000 円の減額は、国民健康保険診療所特別会計への繰出金の減額が主なもので、２目・予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料及び過年度分精算返還金の増額が主なもので、838 万 1,000 円増額、３目・環境衛生費は、財源組替え、４目・健康増進費を

40 万 4,000 円増額し、１項・保健衛生費の総額を５億 6,067 万 7,000 円としております。同じく、２項１目・塵芥処理費 1,802 万円の減額は、可燃ごみ島外搬出負担金の減額が主なもので、２目・し尿処理費は、燃料費の増額が主なもので、361 万 5,000 円を増額し、２項・清掃費の総額を１億 7,850 万 9,000 円としております。

５款１項１目・農業委員会費を 102 万 2,000 円減額、２目・農業総務費 131 万 7,000 円減額、３目・農業振興費 885 万 3,000 円減額は、農業次世代人材投資資金と担い手公社運営費補助金の減額が主なもので、４目・畜産業費 680 万円減額は、繁殖雌牛導入事業補助金ほか、各種補助金の実績見込みによる減額が主なもので、５目・農地費を３万 5,000 円減額し、１項・農業費の総額を２億 2,230 万 3,000 円としております。同じく、２項１目・林業振興費 1,983 万 9,000 円の減額は、松材線虫病被害木処理業務委託料のほか、各種業務委託料の減額が主なもので、２項・林業費の総額を 5,902 万 1,000 円としております。同じく、３項１目・水産業総務費を 8,000 円増額、２目・水産業振興費 1,477 万 3,000 円の減額は、水産経営安定対策事業費補助金、離島漁業再生交付金の減額が主なもので、３目・水産施設費は、事業精算により 255 万 6,000 円減額、４目・漁港管理費 32 万円減額、５目・漁港建設費を４万 8,000 円減額し、３項・水産業費の総額を２億 6,849 万 7,000 円としております。

６款１項１目・商工総務費を 15 万 4,000 円減額、２目・商工業振興費 1,808 万 4,000 円減額は、雇用機会拡充事業補助金の実績見込みによる減額が主なもので、３目・観光費は、人件費及び新型コロナウイルス感染症の影響による事業の規模縮小、中止等による委託料の減額が主なもので、637 万 1,000 円を減額し、１項・商工費の総額を１億 8,280 万 3,000 円としております。

７款１項１目・土木総務費は、実績見込みにより、149 万 9,000 円増額、２目・景観形成費は、財源組替で、１項・土木管理費の総額を１億 3,053 万 6,000 円としております。同じく、２項２目・道路維持費 545 万 4,000 円減額は、人件費の減額が主なもので、３目・道路新設改良費を 54 万 2,000 円減額し、２項・道路橋梁費の総額を 8,969 万 6,000 円としております。同じく、３項１目・住宅管理費を 180 万円減額し、３項・住宅費の総額を 637 万 2,000 円としております。

８款１項１目・非常備消防費 125 万 4,000 円を減額、２目・消防施設費は、財源組替え、３目・災害対策費を 14 万 7,000 円減額し、１項・消防費の総額を１億 1,013 万 2,000 円としております。

９款１項１目・教育委員会費を 16 万 8,000 円減額、２目・事務局費 1,154 万 6,000 円減額は、大島分校教員住宅修繕工事費、及びふるさと留学関連経費が主なもので、１項・教育総務費の総額を 6,978 万 5,000 円としております。同じ

く、２項１目・学校管理費を８万 9,000 円増額、２目・教育振興費を各節のとおり、121 万 3,000 円減額し、２項・小値賀小学校費の総額を１億 5,021 万 8,000 円としております。同じく、４項１目・学校管理費 424 万 2,000 円減額は、中学校体育館照明改修工事の精算に伴う減額で、２目・教育振興費は、部活動関係補助金の精算が主なもので、281 万 8,000 円を減額し、４項・小値賀中学校費の総額を 3,457 万 8,000 円としております。同じく、７項・社会教育費は、各事業精算見込みによるもので、各目、各節のとおり、561 万 3,000 円を減額し、総額を 9,866 万 9,000 円としております。同じく、８項１目・保健体育総務費 1,073 万 6,000 円の減額は、総合体育館改修工事設計委託料の減額が主なもので、２目・学校給食費は、事業実績及び精算見込みにより、各節のとおり、233 万 9,000 円を減額し、８項・保健体育費の総額を 4,684 万 1,000 円としております。

11 款１項１目・元金を 27 万 3,000 円増額、２目・利子を 23 万 6,000 円減額し、１項・公債費の総額を４億 759 万 7,000 円としております。

12 款２項・特別会計繰出金は、渡船事業特別会計への繰出金 226 万 3,000 円を増額し、総額を 3,301 万 3,000 円としております。

以上で、説明を終わります。

議長（横山弘藏）　これから質疑を行います。

第１表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第９款・地方特例交付金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　第 10 款・地 方 交 付 税

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　第 13 款・使用料及び手数料　　浦　議　員

６番（浦　英明）　７目３節の総合センターの使用料がですね、保健体育使用料、総合運動公園の使用料が 69 万円の減額になっておりまして、当初予算が 92 万 2,000 円だったので、大幅にこれ減額となっておりますので、この内容をお尋ねします。

議長（横山弘藏）　教 育 次 長

教育次長（永田敬三）　お答えいたします。

この減額の主な要因としましては、総合体育館と若者交流センターの使用料が当初予算の見込みよりも大きく減額見込みとなっておりますので、それが主な要因です。要因としましては、コロナ禍によって利用者の数が少なかったということでございます。

議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。
　使用料及び手数料、ほかにありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第14款・国庫支出金　　浦　議　員
６番（浦　英明）　２項１目１節のですね、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金、この分が500万円ですね、当初予算も500万だったので、全額これは減額となっております。この内容をお尋ねします。
議長（横山弘藏）　住民課長
住民課長（橋本博明）　お答えいたします。
　この500万円の減額は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の中でも非課税世帯にかかる分、これにつきまして当初見込みよりも支給世帯が減った分ですので、当初予算に組んでいたものとはまた別の事業になっております。
議長（横山弘藏）　第14款、ほかにありませんか。
　国庫支出金、ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　次に移ります。
　第15款・県支出金
　県支出金、ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第17款・寄附金
　寄附金、ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　次に移ります。
　第18款・繰入金　　浦　議　員
６番（浦　英明）　19目のぎばれ！小値賀ふるさと応援基金繰入金が200万円増額されております。この分の充当先はどこなのかお尋ねします。
議長（横山弘藏）　総務課長
総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。
　６款１項３目の観光費の方に充当させていただいております。
議長（横山弘藏）　繰入金、ほかにありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第20款・諸収入
　諸収入、ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第21款・町債
　町債、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　歳出に移ります。
　第１款・議　会　費
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第２款・総　務　費
　総務費ありませんか。　浦　議　員
６番（浦　英明）　１項３目、財政管理費ですね、これの委託料 485 万円、これの減額内容をお尋ねします。
議長（横山弘藏）　総 務 課 長
総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。
　調査委託料のですね、入札に伴う減額でございます。
議長（横山弘藏）　浦　議　員
６番（浦　英明）　この４年度は、どこどこ何箇所ぐらいをこうやったのか、その内容がわかればお尋ねします。
議長（横山弘藏）　総 務 課 長
総務課長（谷元芳久）　お答えします。
　今年度は 13 件を調査いたしております。詳細についても必要ですか。資料ありますのですぐ用意させますので答弁はよろしいですか。
議長（横山弘藏）　浦議員、あとで資料はいいですかね。はい。
　総務費は 20 ページまでありますけども、質疑ありませんか。　浦　議　員
６番（浦　英明）　その下の５目の財産管理費、ここで積立金が 866 万 9,000 円計上されておりますけども、この積立による４年度の基金の残高ですね。これがわかればお尋ねをします。
議長（横山弘藏）　総 務 課 長
総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。
　一般会計、特目も入れてですね、28 億 4,473 万 1,831 円を見込んでおります。
議長（横山弘藏）　総務費、ほかにありませんか。　浦　議　員
６番（浦　英明）　今のちょっとわからなかったんですけども、目的基金も加えてというようなところだったんですかね。あの運用資金です、もちろん。すいません。
議長（横山弘藏）　総 務 課 長
総務課長（谷元芳久）　失礼いたしました。
　特定目的基金と定額運用基金合わせて、一般会計の基金を全部合わせての合計となります。
議長（横山弘藏）　総務費、ほかにありませんか。　浦　議　員
６番（浦　英明）　６目企画費ですね、これの 12 節委託料、デマンド交通実証

事業関係委託料が 200 万円減額となっておりますので、この 200 万円減額の内容をお尋ねします。

議長（横山弘藏）　総 務 課 長

総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。

このデマンド交通実証事業については、当初、唐見崎とか斑、そういったところに Wi-Fi を設置する予定にしておりましたけども、公共交通バスの予約システムの方が準備できてなかったために、今回ちょっと全額事業費の方を減額させてもらっております。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　Wi-Fi 等を設置して、通信を図るというようなことを当初なんか言っておりましたんですけども、これがまあ実証試験にするということであったと思うんですけども、その試験の結果はここではこうわからないんですかね。お尋ねします。

議長（横山弘藏）　総 務 課 長

総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。

当初この予算の説明の時、Wi-Fi を設置した時に観光とかそういうものにも利用できるという話をしてたんですけども、主要の目的であります、小値賀交通の予約システムの方がそれに間に合っておりませんので、今回この事業については一旦事業の方を中止させていただいて、来年度以降、再度検討させていただきたいと思っております。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　斑の方はちょっとわからないんですけども、唐見崎の方にはバスがちょくちょく行っておるようなんですけども、減額した内容、これとは関係ないということですか。まあついでですから、唐見崎に行ってるその内容を、どういうふうにしてあそこまで行っているのか、そういったことがわかればお尋ねします。

議長（横山弘藏）　総 務 課 長

総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。

当初このデマンドをするっていうことで、この事業を実証する予定でした。現在のところデマンドを実証する場合は、乗客がいた場合のみバスを運行させるという実証事業でありましたけども、今回それができておりませんので、通常どおり、時刻表どおりですね、唐見崎の方には運行しております。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　ちょっとこうわかりにくいんですけども、該当者がいなくても唐見崎まで行っているということなんですけども、これは毎日じゃないんでしょ。お尋ねします。

議長（横山弘藏）　総 務 課 長
総務課長（谷元芳久）　毎日運行しております。
議長（横山弘藏）　しばらく休憩します。

―　休憩　　午前　　11　時　17　分　―
―　再開　　午前　　11　時　18　分　―

議長（横山弘藏）　再開します。
総務費、ほかにありませんか。　浦　議　員
６番（浦　英明）　11 目 18 節の負担金のところで、小値賀町後継者確保支援奨学金補助金 240 万の減額、その下 156 万の減額、その下 150 万の減額、こういうふうにこう減額されておりますので、その減額された内容についてお尋ねします。
議長（横山弘藏）　総 務 課 長
総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。
小値賀町後継者確保支援奨学金補助については、まあ周知不足もあったのかもしれませんけども、一応１人の補助金の申請も申し込みがなかったということで、全額落としております。
おぢカモン支援補助金については、今のところ２名を予定しておりまして、その残りの８名分ですかね、残りの補助金を 156 万 5,000 円を減額させていただいております。当初 10 名予定しておりましたけど、現在 23 万 5,000 円を予定しております。
新規事業支援金につきましては、当初 300 万の予定にしておりました。それが実際、いま現時点では２名ですけど、あと１名申し込みがあるかもしれませんので、その分を一応財源を確保しておりまして、その分の 150 万、３名分を減額させていただいております。
まちづくり担い手育成研修費補助金については、研修しておりませんで、その額を 30 万そのまま減額させていただいております。
議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。　総 務 課 長
総務課長（谷元芳久）　失礼いたしました。
まちづくり担い手育成研修費補助金については、当初 45 万で 15 万の研修予定がありましたので、その分、残り 30 万円をですね、減額させていただいております。申し訳ございませんでした。
議長（横山弘藏）　総務費、ほかにありませんか。　浦　議　員
６番（浦　英明）　15 目 22 節の償還金、これが 1,460 万 6,000 円計上されておりますので、この分の内容をお尋ねします。

議長（横山弘藏）　総 務 課 長
総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。
　この地域創生臨時交付金は、新型コロナ感染症対策にかかる交付金になりますけども、これは令和３年度の事業交付金の清算によるもので、その償還金となっております。
議長（横山弘藏）　第２款、総務費、ほかにありませんか。
　ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　次に移ります。
　第３款・民　生　費　　今 田 議 員
７番（今田光弘）　社会福祉費の障がい者福祉費の人工透析患者の通院費補助金ということで、当初予算では 300 万円たしか計上されていました。人数もたしか４人ということで、まああの 50 万円増額になっているということは、人数が増えたということでしょうか。
議長（横山弘藏）　福祉事務所長
福祉事務所長（前田達也）　お答えいたします。
　現在ですね、５名の方が利用しておりまして、それに加えましてですね、交通費の補助ということでございますが、特にあの船賃につきまして、まああのだんだん高騰しておりましてですね、その分の影響も若干出ております。
議長（横山弘藏）　民生費、ほかにありませんか。　　浦　議　員
６番（浦　英明）　２項の４目７節、報償費、これあの保育教諭謝礼、これがあの 302 万 3,000 円減額されております。当初予算が 382 万 3,000 円だったので大幅減額となっております。この内容をお尋ねします。
議長（横山弘藏）　こ ど も 園 長
こども園長（植村敏彦）　お答えいたします。
　この報償費につきましては、保育教諭の有償ボランティアの先生方の分でございまして、当初、今現在 61 名の子どもを正規の職員６名、会計年度任用職員 10 名の 16 名で保育をしてるんですけども、シフトの関係でどうしても職員の数が足りない時がございますので、その時の補助としましてボランティアの先生を雇うわけなんですけども、シフトのやり繰りによってですね、ボランティアの先生たちを雇う必要がなくなったということで、実績によりまして、今回大幅な減額になったということでございます。
議長（横山弘藏）　民生費、ほかにありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　次に移ります。
　第４款・衛　生　費

衛生費ありませんか。
24ページまであります。
ありませんか。　浦　議　員
６番（浦　英明）　１項１目18節の負担金で、小値賀町出産・子育て応援補助金、これが85万円追加補正されておりますので、この分の内容をお尋ねします。
議長（横山弘藏）　住 民 課 長
住民課長（橋本博明）　お答えいたします。
これ子どものですね、まず妊娠届時に５万円の出産応援交付金、で、出生時、要は出産した後ですね、その子どもに対して子育て応援の５万円をそれぞれ補助するものでして、それぞれ妊娠届出が10名、出産が７名を見込んでおりまして、合計の85万円を今回補正で計上するものです。
議長（横山弘藏）　衛生費、ほかにありませんか。　浦　議　員
６番（浦　英明）　２目予防費の12節委託料477万9,000円、これ新型コロナワクチン接種業務委託料というふうに書かれておりますけども、これは今回、これ子どもがする分ですかね。この内容についてお尋ねします。
議長（横山弘藏）　住 民 課 長
住民課長（橋本博明）　お答えいたします。
内容としましては、新型コロナウイルスワクチンを接種する業務について、診療所の方に委託しております。その委託料がですね、当初予算を組む時に国の方から接種予定ということで示されたものについて計上しておったんですけれども、いわゆるオミクロン株対応のワクチン接種であるとか、子どもについてのその接種であるとか、当初なかったものが、接種指示がありましたので、その分について今回増額として計上するものです。
議長（横山弘藏）　浦　議　員
６番（浦　英明）　委託料でなくてもですね、ワクチンの接種する分につきましては、５年度についてはこれ負担金が一部生じるというふうに言っておりましたけど、最近ではそうではなくて５年度いっぱいは無料でするとか言ってますんで、私はちょっとよくわからないんで、そこらあたりをお尋ねします。
議長（横山弘藏）　住 民 課 長
住民課長（橋本博明）　お答えいたします。
現状では、令和５年度においてですね、春夏にかけて１回と、あと秋冬にかけてまあ１回と、それぞれ対象者がちょっと異なるようですけど、接種を行ってはどうかということで、情報は来ておりますが、その費用負担についてもですね、当面の間、国の方が公費で負担するということも少し併記されておりましたので、少なくともその令和５年度につきましては、自己負担はないのではないかというふうにちょっと思っております。

議長（横山弘藏）　浦　議　員
６番（浦　英明）　仮に一部負担金が生じるとすれば、これはだいたいいくらぐらいするもんですか。例えばその何て言いますか、インフルエンザと同等の様な金額になるのか、だいたい１回いくらになるのかわかればお尋ねします。
議長（横山弘藏）　住 民 課 長
住民課長（橋本博明）　お答えいたします。
すいません、現状ではですね、ちょっと金額の見当はついておりません。
議長（横山弘藏）　衛生費、ほかにありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　次に移ります。
第５款・農林水産業費
28 ページまであります。
農林水産業費ありませんか。　浦　議　員
６番（浦　英明）　１項５目、農地費ですね。これの 18 節負担金で、機構集積協力金これが当初予算にはなかったものが、ここで上がってきておりますので、この内容についてお尋ねします。
議長（横山弘藏）　産業振興課長
産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい。お答えいたします。
これはですね、毎年度このような計上の仕方をさせていただいているんですけれども、わかってから計上する形としております。農地中間管理事業を活用して、集積を図ったものの、その平米数に対して交付されるものでございます。
議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。　浦　議　員
６番（浦　英明）　林業費ですね、これの 12 節の委託料、松材線虫病被害木処理（山林整備）この分が 1,600 万減額と、こういうふうになっております。この分の内容についてお尋ねします。
議長（横山弘藏）　産業振興課長
産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい。お答えいたします。
これについては大変申し訳ないのですけれども、予定がですね 1,000 立米予定していたところなんですが、本年度実施見込みが 310 立米となっております。私のですね、事業進捗管理がちょっと管理力不足でですね、発注が遅れたため、業者が 310 立米しか対応しきれないというところで、このようになって減額させていただいております。大変申し訳なく思っております。
議長（横山弘藏）　浦　議　員
６番（浦　英明）　それからあの衛生伐がですね、当初 1,960 万で計上されておったと思うんですけども、これがあの補正で減額もされてないし、実績としてはそのまま 1,960 万で残るということですか。お尋ねします。

議長（横山弘藏）　産業振興課長
産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい。お答えいたします。
一応これは予定どおり実施見込みであります。
議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。　浦　議　員
６番（浦　英明）　３項２目 18 節の負担金、補助、ここで新規漁業就業者経営サポート事業補助金 250 万の減額、それからその下の下、水産経営安定対策事業費補助金が 627 万の減額、とまあついでにと言っておかしいですけど、一番下の漁業再生支援交付金、これが 489 万 8,000 円かな、の減額となっておりますので、それぞれに内容をお尋ねします。
議長（横山弘藏）　産業振興課長
産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい。お答えいたします。
まず、新規漁業就業者経営サポート事業の減額の理由なんですけれども、これはですね、新規就業者に対して５年間漁船保険料や修繕料等を補助していく事業でございます。これに関してはですね、補助上限額は 150 万あるんですけれども、修繕料とかがですね２分の１補助しているんですが、その修繕料が見込みよりというか、今回は少なかったというところで、減額させていただいております。
次に、水産経営安定対策事業費補助金なんですけれども、これはいわゆるボーリングの補助になります。これがですね、当初予算を組む時、組む段階では予定者数が 10 名だったところ、実際実施したのが４名というところで減額させていただいております。
次に、離島漁業再生支援交付金なんですけれども、主なものは水産加工に伴うものでございまして、この水産加工が、今担い手公社の方に指定管理しております。その担い手公社の水産加工担当職員が７月で退職したことによりまして、水産加工の業務を縮小せざるを得ないというところでございまして、業務を縮小して事業費も縮小したことによる、この補助金の減額でございます。
議長（横山弘藏）　浦　議　員
６番（浦　英明）　このボーリングの分ですけども、今回 627 万円減額しておりますけど、当初予算が 1,000 万、10 名で 1,000 万だと１人約 100 万ということになるのかな。それで４名だけが一応減額になっておるということで、それからすると結構これ減額となっとるですね。1,000 万に対して６名やったら 600 万ぐらい残るのかなと思ったら反対に 627 万減額したちゅうことは、ひとりずつやっぱり事業費が違うけんこういうふうになるかわからんのですけども、一応そこらあたりを確認のためお尋ねします。
議長（横山弘藏）　産業振興課長
産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい。お答えいたします。

すいません、ちょっと私の説明不足でございまして、総事業費のですねこれ３分の１以内を補助するものでございまして、上限が 100 万円となっております。ですので、上限 100 万円で当初予算見込み時は 10 名の 1,000 万で、補正予算で皆さん上限まで使ったら 400 万となる予定なんですけれども、３分の１補助のために 300 万にいかなかったボーリングもあるというところで、こういうそうですね、627 万円の減額となっております。

議長（横山弘藏）　農林水産業費ほかにありませんか。　　浦　議　員

６番（浦　英明）　５目 18 節の負担金で、斑漁港漁村再生交付金事業地元負担金、これが 4,000 円の減額というふうになっております。この減額の内容と言いますか、4,000 円だからこれはもうちょっと説明しなくてもいいんですけども、そもそもこの負担金というのがですね、これ２年間に渡ってやっているのかな。結構増えておるんですよね。私が一応４年度で計算したのは、当初が 1,480 万、６号で 85 万 8,000 円分プラス、それで今回 4,000 円分のマイナスで、1,565 万 4,000 円、これだけ負担金を払っておるようなんですけども、その金額に間違いないのか。それと、この事業自体が実際いくらぐらいなってるのか、総事業費ですね。前いった時にはおおかた６％ぐらいかなんか、４％やったかな、それからすると２億 6,000 万ぐらいになるのかなあと思ったもんですから、この内容についてお尋ねします。

議長（横山弘藏）　建 設 課 理 事

建設課理事（村田祐一郎）　お答えいたします。

今年度の地元負担金につきましては、当初の予定が事業費２億円、これの 7.4％で 1,480 万円を計上しておりました。しかし、国からの事業費の割り当てがですね６万円減りまして、１億 9,994 万円の事業の割り当てとなっております。この６万円の減の 7.4％ということで 4,000 円の減額となっております。

それから全事業費、この事業に対しての全事業費に関しましてはちょっとすいません、手元に資料が持ち合わせておりませんので、後ほどご報告させていただきます。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　この分の事業は４年度これで完了するのか、そこらあたりもお尋ねします。

議長（横山弘藏）　建 設 課 理 事

建設課理事（村田祐一郎）　お答えいたします。

令和５年度で事業完了の予定と聞いております。

議長（横山弘藏）　農林水産業費ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　次に移ります。

第６款・商　工　費　　浦　議　員

６番（浦　英明）　１項２目の 18 節負担金、補助でですね、雇用機会拡充事業関係が 560 万円減額されております。それとその下のやつは、経営基盤維持事業の分が 1,110 万円減額されておりますので、それぞれにこの内容をお尋ねします。

議長（横山弘藏）　産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい。お答えいたします。

まず雇用機会拡充事業関係補助金なんですけれども、主な理由としては、今年度ですね、創業１件、事業拡大が１件ございましたけれども、創業１件の取り下げによる減額でございます。

続きまして、雇用機会拡充事業（特定経営基盤維持事業）の補助金の減額でございますけれども、これはですね補正予算で、補正予算の説明時にですね、個人が 17 件、法人が４件、上限が 100 万円と、個人が 100 万円の補助、法人が 200 万円の補助ができるというところでご説明させていただいたんですけれども、その個人・法人合わせた 21 件中、申請で来たのが個人が６件、法人が３件でございまして、９件ございました。その実績による減額でございます。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　上の方の分については、雇用機会拡充事業関係ですね、この分については、創業が１件と拡大が１件というふうにこう話をされましたけども、当初予算の折は４件実施の予定だというようなことを、聞いておったんですけど、私の聞き間違いかわかりませんけど、そこらあたりをお尋ねします。

議長（横山弘藏）　産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい。お答えいたします。

すいません、ちょっと私先ほどの答弁は、創業１件、事業拡大が３件、計４件とお答えしたつもりでございました。

議長（横山弘藏）　商工費ほかにありませんか。　　浦　議　員

６番（浦　英明）　３目観光費のですね、12 節委託料で、野崎島の鹿の調査業務委託料 132 万円、これが当初予算の分ですかね、これを全額減額というふうになっておりますので、内容をお尋ねします。

議長（横山弘藏）　産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい。お答えいたします。

この件に関しては、議員おっしゃるとおり当初予算計上分の全額、減額補正でございます。これがですね、コロナの影響によりまして、一応委託先とはですね交渉していたんですけれども、大学生等でですね、組織されて調査するものでございまして、学校のですね規則とかそういうところにより、もう来島できないというところで中止せざるを得ない状況となりました。そのための減額

でございます。
議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。　今　田　議　員
７番（今田光弘）　その下の観光費の中の負担金で、佐世保・小値賀観光圏観光地域ブランド確立事業関係負担金ということで、当初予算が 237 万 3,000 円だったんですが 93 万円も増えてます。この内容をお聞かせください。
議長（横山弘藏）　産業振興課長
産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい。お答えします。
　これにつきましては、当初の予算の中でですね、マーケティング事業とか観光地域づくり事業とか、そういうところの負担金を計上していたんですけれども、当初予算時はですね示されていなかった追加の負担金が観光圏の方からありまして、プロモーション事業関係でですね、パンフレット事業等がですね追加されて、そういう追加事業に対する負担金が発生したものでございます。
議長（横山弘藏）　今　田　議　員
７番（今田光弘）　それがですね、あの当然あの佐世保の方が中心となってやっていると思うんですが、勝手にどんどん進めて、勝手にやって、お金だけは負担してくれと、まあそういう言葉は、ちょっと表現は悪いんですが、そういうことでしょうか。
議長（横山弘藏）　産業振興課長
産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい。お答えします。
　乱暴な言い方をするとそういうことでございます。こちらとしてもですね、そこの前年度からこれが担当の方が気になっておりまして、で、報告を受けまして今年度…前年の４月にも佐世保市の方と、もうこういうことは困るからといって負担金については事前に協議をしていただくようにしておりまして、今年度は、令和４年度中にはもう協議をして、その追加がないような手段というか、措置を取っております。
議長（横山弘藏）　今　田　議　員
７番（今田光弘）　はい。確かにいろいろなパンフレットで、佐世保にくっついて小値賀というのは出てるには出てるんですが、ほんとに費用対効果というのがですね、なかなか見えにくいと思うんですけど、この辺についてはやっぱり先ほどおっしゃったようにしっかり佐世保市の方とですね、しっかり前もっての協議、できれば当初予算は守ってほしいとは思いますが、その辺はいかがお考えでしょうか。
議長（横山弘藏）　産業振興課長
産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい。お答えします。
　私も議員おっしゃるとおり同意見でございましたので、昨年の 11 月から本年の２月までかけまして、そういうところをみりみり協議させていただいており

ます。しかしこの協議の下、改善があるかどうかというのはわかりませんけれども、一応こちらの意思というか、そういうことはもう伝えております。

議長（横山弘藏）　商工費ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　次に移ります。

第７款・土　木　費

土木費ありませんか。

土木費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　次に移ります。

第８款・消　防　費

消防費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　次に移ります。

第９款・教　育　費

教育費ありませんか。　今 田 議 員

７番（今田光弘）　はい。教育費の中の 37 ページ、保健体育総務費の中でですね、補助金として、体協に関しての補助金が 100 万円の減額、サッカークラブに関しての補助金が 30 万円の減額ということで、当初予算の 100 万円と 30 万円がそれぞれ全額負担していないということ、補助していないということなんですが、えっとこれはですね、その本来この場で聞くことではないかもしれませんが、どういう仕組み、補助金のその向こうが欲しいと言っているのか、それとも毎年定期的に同じ金額を補助するのか、ちょっとその辺が読めません。で、実際もう１つパワフルズに対する補助金が確か年間 30 万円あったと思うんですが、で、これが 100 万減額 30 万減額、パワフルズは 30 万残っている、そしてそれに対して、５年度の話になりますが、当初予算ではそれぞれが、100 万円 30 万円 30 万円とそれぞれ計上されているということで、どうもその補助金の取り扱いが、何か惰性で毎年計上してるからっていうふうに思えてしまうんですけど、その辺いかがでしょうか。

議長（横山弘藏）　教 育 次 長

教育次長（永田敬三）　お答えいたします。

この２つの補助金につきましては、予算編成時にですね、一応各団体にですね、確認を担当の方でいたしまして、予算計上の段階では、あくまで事業計画としてこの予算額を要求したいということで、計画を基にですね、予算要求をいたしております。ただ昨年度につきましては、最終的にあの２つの団体の事業実績がコロナの影響もあってですね、活動自体がなかったということで事業

の清算による減額という形を取っております。
議長（横山弘藏）　今 田 議 員
７番（今田光弘）　ちょっと僕の認識不足なのかもしれませんが、体育協会の補助金というのは例えば体協野球部とかありますけども、そういう活動に使われる補助金ではないのでしょうか。
議長（横山弘藏）　教 育 次 長
教育次長（永田敬三）　お答えいたします。
　主な内容としましては、各、野球部とかソフトテニス部とかございますけれども、郡民体育祭に係る経費が主なものでございます。
議長（横山弘藏）　今 田 議 員
７番（今田光弘）　そうしますと、例えば体協の野球部もたしか今年頑張って、県の準決勝だか何かまで行ったと思うんですが、そういう時の費用に対する補助というのはしていないということでしょうか。
議長（横山弘藏）　教 育 次 長
教育次長（永田敬三）　お答えいたします。
　いろんなですね、大会がございますので、あくまでうちが助成してるのは、郡民体育祭であるとか、その上位大会である県民体育祭に係るものでございますので、野球はですね、自分たちのその活動の中で行ってる大会はあると思いますけれども、今年度につきましては、うちの補助金は活用しなかったということでございます。
議長（横山弘藏）　教育費、ほかにありませんか。　浦　議　員
６番（浦　英明）　せっかくそこを言いましたんでですね、その上の 12 節の委託料でですね、総合体育館の工事の設計委託料が、890 万円減額されております。これあの当初が 1,320 万円で、１号で 600 万円追加補正して、今回 890 万円の減額で、差し引き 1,030 万円とこういうふうにこうなりますけども、当初予算であったその耐力度の調査の委託料、こういったものなんかはどういうふうになってるのか、併せて 890 万円の減額の内容をお尋ねします。
議長（横山弘藏）　教 育 次 長
教育次長（永田敬三）　お答えいたします。
　今回の減額につきましては、議員おっしゃるとおり、総合体育館の改修工事の設計に係る委託料でございまして、耐力度調査ですとか屋根裏調査などの調査経費に係るものを実施いたしております。ただ全員協議会の中でもご説明をさせていただきましたが、今後についてはですね、町内の各公共施設等との機能の役割分担等とかですね、考えて工事を、改修工事については設計する必要がございますので、その分は今後ですね、課題として整理させていただきまして、今回あの調査設計の分のみをということで、それ以外は全額一応減額させ

ていただきたいということで、計上いたしております。
議長（横山弘藏）　今 田 議 員
７番（今田光弘）　今の答弁よくわかりました。ただたしか昨年も言ったと思うんですけども、やっぱり物事には、その基本調査があって、基本設計があって、実施計画とか実施設計とか、順番がありますので、予算を出す時に実施設計していないのに、いきなり精密な数字は出ないわけですから、その辺は今後考えて、しっかり考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
議長（横山弘藏）　教 育 次 長
教育次長（永田敬三）　はい。議員おっしゃるあのとおりでございますので、しっかりと反省をしてですね、今後に活かしたいと思っております。
議長（横山弘藏）　ほかに教育費ありませんか。　浦　議　員
６番（浦　英明）　確認のために今んとお尋ねしますけども、先ほど私が言いましたその当初予算が 1,320 万から、そして今回の 890 万差し引けば、1,030 万円がこれ残るわけですね。この分が全部、この工事設計の委託料というふうになるんですか。そこをちょっと尋ねておったんですけど、お尋ねします。
議長（横山弘藏）　教 育 次 長
教育次長（永田敬三）　全額設計委託料の分でありませんで、一部、別の調査費が入っております。
議長（横山弘藏）　浦　議　員
６番（浦　英明）　今のはよくわかりませんでしたので、後でよく聞きます。
　ええとそれからですね、順にちょっと上の方に上っていきますけども、４項１目、学校管理費ですね、この中で小値賀中学校体育館照明改修工事、これが 332 万 8,000 円の減額というふうになっております。これが当初 830 万だったので差し引けば 497 万 2,000 円が残高というふうになりますけども、これはこう安く仕上がってるのかなとこういうふうに思うんですけど、この減額内容についてお尋ねをします。
議長（横山弘藏）　教 育 次 長
教育次長（永田敬三）　お答えいたします。
　議員おっしゃるとおり、入札の執行残がこのようになったということでございます。
議長（横山弘藏）　浦　議　員
６番（浦　英明）　当初予算に対しまして、今言ったこの引きますと 497 万 2,000 円残っておりますので、当初予算からすると約 60％ぐらいのまあ入札と言いますかね、というふうにこうなるんですけども、それでこの事業者といいますかね、これはどこなのか、そして工期はだいたい何日ぐらいかかったのかそこらあたりをお尋ねします。

議長（横山弘藏）　しばらく休憩します。

―　休憩　　午後　　零　時　00　分　―
―　再開　　午後　　13　時　30　分　―

議長（横山弘藏）　再開します。　　教 育 次 長
教育次長（永田敬三）　浦議員のご質問にお答えいたします。
　小値賀中学校体育館照明改修工事費の件につきましては、請負業者が九電工でございまして、契約期間につきましてですけれども、令和４年６月 10 日から令和４年８月８日までとなっております。
　また、すいません、もう１点、保留があった件につきまして答弁をさせていただきます。総合体育館改修工事の調査業務委託につきましては、契約額ですけども 953 万 3,700 円とその他の分で石綿含有調査を実施いたしておりまして、その分が 225 万 9,400 円となっております。
議長（横山弘藏）　教育費ほかにありませんか。　　浦　議　員
６番（浦　英明）　だんだん上の方に上がっていって申し訳ありませんけども、１項２目 14 節の工事請負費、これで丘町教員住宅の白蟻対策工事が 90 万円、これ当初予算の分が全額減額補正されておりますので、これの内容をお尋ねします。
議長（横山弘藏）　教 育 次 長
教育次長（永田敬三）　お答えいたします。
　当初予算の段階におきましては、丘町の住宅ですけども、白蟻のですね、ま、令和２年度に完成したんですけども、その際に白蟻の侵入が確認されておりました。それでその対策を講じまして、まあ原因としましては、外に街灯があるんですけども、それにあの寄って来てたというようなことで、その対策を講じまして、令和４年度中に一応現地確認をいたしましたところ、白蟻の確認がありませんでしたので、またあの業者にもですね、建設時に白蟻対策を実施しており、残効期間といいますか、それが約５年ぐらい見込まれるということで、最終的にあの令和４年度につきましては、この必要がないと判断いたしまして、今回全額を減額させていただきたいと思っております。
議長（横山弘藏）　ほかに教育費ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　次に移ります。
　第 11 款・公　債　費　　浦　議　員
６番（浦　英明）　今回 27 万 3,000 円これ元金の分ですね増額して、３億 9,893 万 5,000 円になりますが、これによりましてあの４年度の現在高は一番後ろに

書いてありますとおり、残高がですね 34 億 6,020 万 9,000 円とこういうふうになるわけですけども、ここで一般会計で特別会計を聞いて申し訳ないんですけども、特別会計のだいたい残高、地方債の残高ですね、この見込み額はいくらになるのかお尋ねをします。

議長（横山弘藏）　総 務 課 長

総務課長（谷元芳久）　お答えします。

ちょっとあの各会計の補正予算の起債残のところにですね、残高は載せておりますので、今ここに資料を持ち合わせておりませんので、そこで説明、確認をしてもらうか、あとでもしそこに残高が載ってない場合は、こちらの方で資料を再度あの取り寄せてから、あとで発言させていただきます。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　えっと私の積み上げでは、だいたい 21 億 2,700 万ほどにこうなろうかと思います。それで、一般会計と合わせまして 55 億 8,700 万ほどになりますけども、だいぶんこれ増えておりましてですね、５カ年計画の中で実質公債費比率が十何パーセントやったかな、13%かな、そこあたりまでも上がるとこういうふうな話をされておったんで、また今度一般会計に戻って申し訳ないですけども、一応合わせましてだいたいその地方債の残高がいくらほどになるのか、アバウトでいいですけど 70 億になるのか 80 億になるのか、そこらあたりも分析してわかっておればお尋ねします。

議長（横山弘藏）　総 務 課 長

総務課長（谷元芳久）　すいません。今、残高の方の資料を持ち合わせておりませんけど、あの今後５年間の実質公債比率 13%ほどという話でしたけども、今現在見込んでるところによりますと、令和 10 年度ぐらいで 14%を超えるような見込みになっております。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　実質公債費比率は 18%を超えると、まあ少しレッドラインというようなことでございまして注意が必要かと思います。それでですね、議員の皆さんにもそこあたりをちゃんと理解していただいて、今後実質公債費比率が 15%以上超えた場合にはですね、２～３年後にはいくらになるというふうな試算をしていただいて、そこあたりをクリアできるようなそういった考え方を持ってほしいなと思っております。辞めていく私がこういうことを言っておかしいですけども、あとの議員さんにはよろしくお願いしておきます。これは質問じゃありませんので、質問ということであれば、執行部がどのようなまたその考えを持っているのか、そこあたりを分析してわかればお尋ねしますけども。

議長（横山弘藏）　総 務 課 長

総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。

先ほど答弁したように、起債残高が増加している状況の中で、実質公債比率の比率が 14%を超える見込みだということで、今後やっぱり事業をしっかり見極める。それと残高について、繰上償還等も考えながら基金の積立もですね、減債基金の方にある程度積立を上げて、さっき言いましたように繰上償還の財源に充てたりと、ほかにやるとすれば、今後のその事業を見直す方向も考えていかないといけないと思ってます。

議長（横山弘藏）　ほかに公債費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　次に移ります。

第 12 款・諸　支　出　金

ありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

総　務　課　長

総務課長（谷元芳久）　すいません、先ほどデマンド実証事業の中で、浦議員から質問がありまして、私がデマンド事業の実証事業とは別にデマンド事業、唐見崎線の方のデマンドが実施されてないかということで確認されたところ、私が全便運行しているということで発言しておりましたけども、誤りがありましたので訂正させていただきます。１月１日からですね、時刻表の変更に伴いまして、黒島の潮井場～黒島間、それから唐見崎の鳥山～唐見崎間のデマンドを実施しております。訂正させていただきます。

議長（横山弘藏）　全般について、ほかにご質疑ありませんか。建 設 課 理 事

建設課理事（村田祐一郎）　すいません。先ほど浦議員さんの質問に対しての答弁漏れがありましたので、ここでご報告させていただきます。

斑漁港の漁村再生交付金事業についてなんですけども、計画年度令和２年から令和５年、計画事業費４億 9,961 万 1,000 円、総地元負担金がですね 3,697 万 1,214 円となっております。

議長（横山弘藏）　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　次に第２表『繰越明許費』についてご質疑願います。

５ページにあります。

繰越明許費なにかありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。

次に第３表『地方債補正』についてご質疑願います。
６ページ。ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
ありませんか。
（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　反対討論なしと認めます。
次に原案に賛成者の発言を許します。
討論ありませんか。
（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　賛成討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから、議案第 15 号、令和４年度小値賀町一般会計補正予算（第７号）を採決します。
この表決は起立によって行います。
議案第 15 号、令和４年度小値賀町一般会計補正予算（第７号）は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）
議長（横山弘藏）　起立全員です。
したがって、議案第 15 号、令和４年度小値賀町一般会計補正予算（第７号）は、原案のとおり可決されました。

議長（横山弘藏）　住　民　課　長
住民課長（橋本博明）　すいません。議案第９号の国民健康保険税条例の質疑の際にですね、浦議員さんからの質問で保留、答弁を保留していたものがあったので、ちょっと答弁させていただきます。
浦議員さんの質問で、令和４年度の国保税の算定において、後期高齢者支援金等分の限度額に達している対象者がいないかということで質問がありました。その答弁としまして６世帯ありました。業種としましては商工業が４世帯、農業が１世帯、漁業が１世帯という内訳になっておりましたので報告をいたします。

日程第13、議案第16号、令和４年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。　　町　　長

町長（西村久之）　議案第16号、令和４年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第２号）について説明いたします。

今回の補正予算は、歳入では、はまゆう営業収入の実績見込みによる減額と一般会計繰入金の増額、歳出では、給与改定に伴う会計年度任用職員の報酬をはじめ、職員手当等の増額が主なもので、予算書１ページ、第１条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ81万円を増額し、補正後の予算総額を7,311万4,000円とするものでございます。

それでは説明書６ページ、歳入から説明いたします。

１款１項１目・旅客運賃収入 150 万円の減額は、新型コロナの影響による、六島･野崎便の減収が主なもので、１項･はまゆう営業収入の総額を705万4,000円としております。同じく、２項１目・旅客運賃収入を４万 7,000 円増額し、２項・さいかい営業収入の総額を146万5,000円としております。

４款１項１目・一般会計繰入金を 226 万 3,000 円増額し、１項・一般会計繰入金の総額を3,301万3,000円としております。

７ページ、歳出では、１款１項１目・渡船総務費を４万8,000円減額、２目・はまゆう運航費を 37 万 1,000 円の増額、３目・さいかい運航費を 48 万 7,000 円増額し、１項・渡船管理費の総額を6,145万8,000円としております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第１表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第１款・渡船事業収入

渡船事業収入なにかありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　第４款・繰　入　金

繰越金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　歳出に移ります。

第１款・渡 船 事 業 費

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　これから歳入歳出全般についてご質疑願います。
　ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
　これで質疑を終わります。
　これから討論を行います。
　まず原案に反対者の発言を許します。
（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　反対討論なしと認めます。
　次に原案に賛成者の発言を許します。
（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　賛成討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。

　これから、議案第 16 号、令和４年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。
　お諮りします。
　本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
　したがって、議案第 16 号、令和４年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 17 号、令和４年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。
　本案について提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第 17 号、令和４年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について説明いたします。
　今回の補正予算は、歳入では、減免等を行った国民健康保険税並びに交付決定等による保険給付費等交付金の減額、歳出では、雇用を予定し確保できなかった管理栄養士の人件費及び診療所に対する繰出金の減額が主なものでございます。
　予算書１ページ、第１条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,213 万 8,000 円を減額し、補正後の予算総額を４億 7,698 万 3,000 円とするものでございます。
　以上、補正予算の概要を説明いたしました。

詳細については、担当より説明させますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏）　住 民 課 長

住民課長（橋本博明）　それでは、説明書７ページ、歳入から説明いたします。

１款１項１目・一般被保険者国民健康保険税は、実績見込みにより、各節のとおり 365 万 6,000 円を減額し、１項・国民健康保険税の総額を 8,244 万 2,000 円としております。

４款１項１目・保険給付費等交付金は、交付額が減額となる見込みであることから、1,244 万 2,000 円を減額し、１項・県補助金の総額を３億 4,232 万 4,000 円としております。

６款１項１目・一般会計繰入金を 12 万 1,000 円増額し、１項・一般会計繰入金の総額を 3,408 万円としております。同じく、３項１目・直営診療施設勘定繰入金は、診療所事業に対し交付されたもののうち、返還すべき令和３年度分の特別調整交付金相当額を繰入するもので、３項・直営診療施設勘定繰入金の総額を 385 万円としております。

８款２項・雑入を１万 1,000 円減額し、総額を 23 万 5,000 円としております。

９ページ歳出では、１款１項１目・一般管理費を 46 万 2,000 円減額し、１項・総務管理費の総額を 411 万 9,000 円としております。

４款２項２目・保健指導事業費 364 万 5,000 円の減額は、会計年度任用職員として、雇用を予定していた管理栄養士の確保が出来なかったことから、関係経費を減額するもので、２項・健康管理センター事業費の総額を 203 万 1,000 円としております。

５款１項・特定健康診査・特定保健指導費を２万 3,000 円減額し、総額を 862 万 7,000 円としております。

６款１項１目・財政調整基金積立金を 300 万 8,000 円増額し、１項・基金積立金の総額を 1,005 万円としております。これにより、今年度末の基金残高は、１億 2,700 万 4,509 円となる見込みでございます。

７款３項１目・直営診療所施設勘定繰出金 1,106 万 2,000 円の減額は、診療所事業の実績及び清算見込みによる減額で、３項・繰出金の総額を 5,587 万 1,000 円としております。

以上で説明を終わります。

議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第１表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第１款・国民健康保険税

国民健康保険税ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　次に移ります。
第４款・県　支　出　金
ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第６款・繰　　入　　金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第８款・諸　　収　　入
ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　歳出に移ります。
第１款・総　　務　　費
ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第４款・保 険 事 業 費
ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第５款・特定健康診査・特定保健指導費
ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第６款・基 金 積 立 金　　浦　議　員
６番（浦　英明）　私がよく説明が聞き取れなかったので、確認の意味でまたお尋ねしますけども、今回の 300 万 8,000 円の積立によりまして、残高が１億 2,270 万 9,000 円となるということだったですかね。確認のためお尋ねします。
議長（横山弘藏）　住　民　課　長
住民課長（橋本博明）　お答えいたします。
今回の 300 万 8,000 円の増額によりまして、支出予定額が 1,005 万円となりまして、これをそのまま繰り出した場合、１億 2,700 万 4,509 円という見込みでございます。
議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第７款・諸　支　出　金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　これから歳入歳出全般についてご質疑願います。
質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
　これで質疑を終わります。
　これから討論を行います。
　まず原案に反対者の発言を許します。
（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　反対討論なしと認めます。
　次に原案に賛成者の発言を許します。
（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　賛成討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。

　これから、議案第 17 号、令和４年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。
　お諮りします。
　本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
　したがって、議案第 17 号、令和４年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 18 号、令和４年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。
　本案について提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第 18 号、令和４年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について説明いたします。
　今回の補正予算は、事業の実績及び清算見込みによる減額補正で、予算書１ページ、第１条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 513 万 1,000 円を減額し、補正後の予算総額を 4,995 万 8,000 円とするものでございます。
　以上、補正予算の概要を説明いたしました。
　詳細については、担当より説明させますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　住 民 課 長
住民課長（橋本博明）　それでは、説明書７ページ、歳入から説明いたします。
　４款１項１目・事務費繰入金を 15 万 2,000 円減額、２目・保険基盤安定繰入

金を 84 万 3,000 円減額し、１項・一般会計繰入金の総額を 2,164 万 9,000 円としております。

５款１項・繰越金を 52 万 2,000 円増額し、総額を 52 万 3,000 円としております。

６款４項１目・受託事業収入 465 万 8,000 円減額は、後期高齢者医療広域連合からの受託事業で予定しておりました高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業の取りやめによる減額で、４項･受託事業収入の総額を 136 万 5,000 円としております。

８ページ、歳出では、１款１項１目・一般管理費は財源組替えで、同じく、３項１目・健康診査費は、後期高齢者健康診査委託料 73 万 5,000 円の減額で、３項・健康診査費の総額を 49 万 6,000 円としております。同じく、４項１目・保健事業費は、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業に関する委託業務の減額が主なもので、４項・保健事業費の総額を 247 万 8,000 円としております。

２款１項１目・広域連合負担金を 85 万 1,000 円減額し、１項・広域連合負担金の総額を 4,522 万円としております。

３款１項１目・保険料還付金を１万 1,000 増額し、１項・償還金及び還付加算金の総額を４万 1,000 円としております。同じく、２項･繰出金を 61 万 8,000 円すべて減額しております。

以上で説明を終わります。

議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第１表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第４款・繰　入　金

繰入金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　第５款・繰　越　金　　浦　議　員

６番（浦　英明）　繰越金は、だいたい６月ぐらいには確定するものと思われますけども、１号でも計上しなくて、今回年度末になって計上したというようなことはなぜかお尋ねします。

議長（横山弘藏）　住 民 課 長

住民課長（橋本博明）　お答えいたします。

決算後の補正予算が、今回この２号になっておりまして、決算後すぐに補正予算の編成がなかったものですから、今回このタイミングで計上させていただいております。

議長（横山弘藏）　繰越金ほかにありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第６款・諸　収　入
諸収入ありませんか。
諸収入ありませんか。
議長（横山弘藏）　しばらく休憩します。

―　休憩　午後　２　時　03　分　―
―　再開　午後　２　時　04　分　―

議長（横山弘藏）　再開します。
諸収入ほかにありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　歳出に移ります。
第１款・総　務　費
総務費ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第２款・分担金及び負担金
ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第３款・諸　支　出　金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　これから歳入歳出全般についてご質疑願います。
質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　反対討論なしと認めます。
次に原案に賛成者の発言を許します。
（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　賛成討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから、議案第 18 号、令和４年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号、令和４年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 19 号、令和４年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。　町　長

町長（西村久之）　議案第 19 号、令和４年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について説明いたします。

今回の補正予算は、歳入では、国県支出金及び支払基金交付金の交付決定による減額と、それに伴う繰入金の増額、歳出では、介護保険給付費及び地域支援事業費等の各種事業の実績に伴う減額に加え、コロナの影響により各種事業や研修等が縮小、中止になったため関係経費の減額が主なものでございます。

予算書１ページ、第１条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2,237 万 6,000 円を減額し、補正後の予算総額を３億 7,841 万 4,000 円とするものでございます

以上、補正予算の概要を説明いたしました。

詳細については、担当より説明させますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏）　福祉事務所長

福祉事務所長（前田達也）　それでは説明書６ページ、歳入の方からご説明いたします。

４款１項１目・介護保険給付費負担金を 622 万 1,000 円減額し、１項・国庫負担金の総額を 5,746 万 5,000 円といたしております。同じく２項・国庫補助金を各目のとおり 661 万 4,000 円減額し、総額を 4,313 万 4,000 円といたしております。

５款１項１目・介護保険給付費負担金を 413 万 1,000 円減額し、１項・県負担金の総額を 5,004 万 9,000 円といたしております。同じく３項・県補助金を各目のとおり 123 万円減額し、総額を 275 万 9,000 円といたしております。

６款１項・支払基金交付金を各目のとおり、851 万 1,000 円減額し、総額を 9,270 万 6,000 円といたしております。

７款１項・一般会計繰入金を 433 万 1,000 円増額し、総額を 6,522 万 4,000 円といたしております。

８ページ歳出では、２款１項・介護サービス等諸費 2,060 万円の減額は、これまで各種サービスの利用実績により減額するもので、１項・介護サービス等諸費の総額を２億 8,889 万円といたしております。同じく、２項・介護予防サービス等諸費 14 万円の増額は居宅支援サービス計画作成件数の増によるもので、２項・介護予防サービス等諸費の総額を 300 万円といたしております。同じく、３項１目・審査支払手数料を１万円増額し、３項・その他諸費の総額を 20 万 5,000 円といたしております。同じく、４項・高額介護サービス等費を 100 万円減額し、総額を 891 万円といたしております。同じく、５項・特定入所者介護サービス等費 25 万円の増額は、サービス利用者の増によるもので、５項・特定入所者介護サービス等費の総額を 3,157 万円といたしております。

５款１項・介護予防事業費 93 万 3,000 円の減額は、新型コロナウイルスの影響により、実施、参加できなかった関係事業費の減額が主なもので、１項・介護予防事業費の総額を 1,329 万 5,000 円といたしております。

同じく、２項１目・包括的支援事業 3,000 円増額、５目・任意事業費を 24 万 6,000 円減額し、２項・包括的支援事業・任意事業費の総額を 1,150 万 6,000 円といたしております。

以上で説明を終わります。

議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第１表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第４款・国 庫 支 出 金

国庫支出金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　第５款・県　支　出　金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　第６款・支払基金交付金　　浦　議　員

６番（浦　英明）　１目の介護給付費交付金 785 万 7,000 円の減額というふうにこうなっておりますけども、これコロナ禍のためにこういうふうになったかのように言われておったんですけど、確認のためこの減額の内容をお尋ねします。

議長（横山弘藏）　福祉事務所長

福祉事務所長（前田達也）　お答えいたします。

この分につきましては、支払基金の方からその給付費に係る割合でですね、第２号被保険者分として給付費の 27%が入るようになっておりまして、その決定額に伴いまして減額するものでございます。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　それとですね、１号補正で過年度分として 186 万円一応計上されておったんですけども、この分はここに出てきてないということは減額してないということは、そのままの決算見込みというふうになるわけですか。お尋ねします。

議長（横山弘藏）　福祉事務所長

福祉事務所長（前田達也）　議員おっしゃるとおりでございます。

議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　第７款・繰　入　金

繰入金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　歳出に移ります。

第２款・保 険 給 付 費　　浦　議　員

６番（浦　英明）　１目の介護サービス等諸費の中で、一番下の地域密着型の分がこれは 2,100 万減額しておりますけども、グループホームのおぢかの家がこれ辞めたためにこれ減ったのかなとか思うんですけども、だいたい詰めてみますと 5,527 万 9,000 円が３年度分で、それよりも若干減っておりますので、そういうふうにこう思ったんでそれをお尋ねしますと、共にそれから２段目の施設介護サービス給付費、これが 1,500 万円ほど増額補正されておりますので、その２つについて内容をお尋ねします。

議長（横山弘藏）　福祉事務所長

福祉事務所長（前田達也）　お答えいたします。

まず、地域密着型介護サービスの給付費につきましては、議員おっしゃるとおりグループホームが、施設ですねなくなったことによりまして、減額するものでございます。それと施設介護サービス給付費につきましては、町外の介護施設の方に２名ほど、島外の方のですね施設の方に入所されたというところでの増が主なものでございます。

議長（横山弘藏）　保険給付費ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　第５款・地域支援事業費

ありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　これから歳入歳出全般についてご質疑願います。
質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　反対討論なしと認めます。
次に原案に賛成者の発言を許します。
（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　賛成討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第19号、令和４年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、議案第19号、令和４年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第21号、令和４年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第21号、令和４年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）について説明いたします
今回の補正予算は、委託業務及び施設の更新工事等の実績見込みよる減額が主なものでございます。
予算書１ページ、第１条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、139万3,000円を減額し、補正後の予算総額を8,243万1,000円とするものでございます。
第２条は、継続費の補正で、４ページ第２表に示しますとおり、簡易水道公営企業会計移行事業の総額及び年割額を変更するものでございます。

第３条は、繰越明許費で、５ページ第３表に示しますとおり、野崎ダム事業負担金について、年度内完成が困難なため、令和５年度に繰り越すものでございます。

第４条は、地方債の補正で、６ページ第４表に示しますとおり、簡易水道施設改修事業及び簡易水道公営企業会計移行事業の２件 220 万円の減額変更でございます。

以上、補正予算の概要を説明いたしました。

詳細については、担当より説明させますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏）　建 設 課 長

建設課長（橋本　満）　それでは、説明書９ページ、歳入から説明いたします。

４款１項１目・一般会計繰入金を 43 万 7,000 円増額し、１項・一般会計繰入金の総額を 2,947 万 5,000 円としております。

６款１項１目・衛生債は、各事業の実績により、220 万円を減額し、１項・町債の総額を 880 万円としております。

８款２項１目・雑入は、消費税及び地方消費税還付金で、37 万円増額し、２項・雑入の総額を 37 万 7,000 円としております。

10 ページ、歳出では、１款１項１目・一般管理費は、各事業の精査見込みによりまして、各節のとおり、８万 7,000 円を増額、３目・消費税を 148 万円減額し、１項・総務管理費の総額を 5,186 万 9,000 円としております。

以上で説明を終わります。

議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第１表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第４款・繰　入　金

繰入金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　第６款・町　　債

町債ありませんか。　　浦　議　員

６番（浦　英明）　この町債につきましては、簡易水道事業債とそれと公営企業会計適用債がありますけども、当初予算の時にこの内容をちょっと聞いてなかったかなと思うんですけど、ここで、補正で聞くのもいかがなものかなと思いますけども、その内容についてお尋ねしたいと思います。それと交付税措置につきましては、以前 49%か 50%だというふうにこう聞いたんですけども、それも併せて確認のためお尋ねします。

議長（横山弘藏）　しばらく休憩します。

―　休憩　　午後　　２　時　24　分　―
―　再開　　午後　　２　時　29　分　―

議長（横山弘藏）　再開します。　　建　設　課　長
建設課長（橋本　満）　お答えいたします。
まず簡易水道施設改修事業、これには簡易水道事業債と過疎債、これを半分ずつ各事業に充ててるんですけど、当初予算にですね小値賀地区排水管布設替え工事 500 万、それから中村第二浄水場薬注ポンプ取替工事 120 万、こういった事業にまず充てております。それから公営企業会計適用債っていうのはですね、今現在、継続費っていうのが出てきたと思うんですけども、その中で公営企業に移行するための事業の委託業務、この事業に充てております。それから交付税措置ですけども、簡易水道事業債の方と、はですね、交付税措置が 55%、過疎債の方が、交付税措置が 80%、公営企業会計適用債の方が交付税措置は 50%といった内容となっております。
訂正させていただきます。
過疎債はですね、80 というふうに言ってしまいましたが、80 は辺地債の方ですので、過疎債の方は 70 の交付税措置となります。以上です。
議長（横山弘藏）　町債ほかにありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第８款・諸　　収　　入
諸収入ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　歳出に移ります。
第１款・総　　務　　費
総務費ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　これから歳入歳出全般についてご質疑願います。
質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
次に第２表『継続費補正』についてご質疑願います。
４ページです。ありませんか。　　浦　　議　　員
６番（浦　英明）　令和４年度で、３号補正で 180 万減額しておりまして、補正後は 306 万円と４年度はなっております。それであの５年度については、ち

ょっと私わからないんですけども、1,134 万から 421 万を引けば 713 万円となるんですけれども、これあの継続費だから５年度まで２カ年でやってますけども、こういったふうに出てくるものかね…。５年度のちょっと予算を見てなかったので、ちょっとまだわからないんですけども、この減額でですね、５年度が 713 万円となっているのはなぜかお尋ねします。

議長（横山弘藏）　建 設 課 長

建設課長（橋本　満）　お答えいたします。

この継続費の方はですね、小値賀町地方公営企業法適用支援業務委託っていうのをやっておりまして、これが予算は 1,620 万で組んでましたが、入札の結果 1,017 万 5,000 円となりました。それをですね、数字を丸めまして 1,190 万ということで継続費の補正をやりまして、年度割りで委託事業ですので、令和４年度に 30％支払いまして、残りの 70％を令和５年度に支払うということで減額補正をしております。

議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。

次に第３表『繰越明許費』についてご質疑願います。

５ページ。繰越明許費についてありませんか。　浦　議　員

６番（浦　英明）　当初予算がですね、33 万 7,000 円で、今回１号で５万 5,000 円追加補正して 39 万 2,000 円とまあこういうふうになっているわけなんですけども、この金額がまあ繰越となった理由は何かさっきこう言ったみたいですけども、確認の意味でもう一度お尋ねします。

議長（横山弘藏）　建 設 課 長

建設課長（橋本　満）　お答えいたします。

この野崎ダム事業負担金というのはですね、県工事でやってる事業でございます。それで水道がですね、ダムをつくる時に共同工事ということで、負担率 1.09％支払っております。それで水権利を得たということなんですけども、その比率で負担金を、事業費に対する 1.09％がまあ 39 万 2,000 円ということで事業を実施中なんですけども、県工事が遅れておりまして、年内に終了しないということで、今回繰越事業、負担金の方も一緒に繰り越したといったところで繰越明許費を上げさせていただいております。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　説明している言葉がちょっとこうわからなかったんですけど、県工事とか何とか言われましたけども、もう一度説明をお願いします。

議長（横山弘藏）　建 設 課 長

建設課長（橋本　満）　お答えいたします。

これはですね長崎県の事業で、農業水路長寿命化防災減災事業小値賀地区っていう事業で、ダムの水位計の故障の修理をするための工事でございます。一般会計の方でもですね、繰越明許で上がってたと思うんですけど、その分の水道特別会計で負担する分の負担金が、一緒にですね繰越をするといった内容でございます。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番(浦　英明)　それで39万2,000円の負担金に係る総事業費、これは0.09%かなんか言われたですけど、それを割っていけば出ると思うんですけども、総事業費はいくらになるんですか、お尋ねします。

議長（横山弘藏）　建 設 課 長

建設課長（橋本　満）　事業費がですね、3,598万8,000円でございます。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　一緒に聞けばよかったんですけど、その工期ですね、これがいつ頃になるか、それをお尋ねします。

議長（横山弘藏）　産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい。お答えいたします。

工期は、令和５年10月27まで延長されております。

議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　次に第４表『地方債補正』についてご質疑願います。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号、令和４年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
　したがって、議案第 21 号、令和４年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 22 号、令和４年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第４号）を議題とします。
　本案について提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第 22 号、令和４年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第４号）について説明いたします。
　今回の補正予算は、委託業務及び施設の更新工事等の実績見込みよる減額が主なものでございます。
　予算書１ページ、第１条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、427 万 3,000 円を減額し、補正後の予算総額を１億 7,841 万 4,000 円とするものでございます。
　第２条は、継続費の補正で、４ページ第２表に示しますとおり、下水道公営企業会計移行事業の総額及び年割額を変更するものでございます。
　第３条は、繰越明許費で、５ページ第３表に示しますとおり、浜津前目マンホールポンプ更新工事について、年度内完成が困難なため令和５年度に繰り越すものでございます。
　第４条は、地方債の補正で、６ページ第４表に示しますとおり、下水道公営企業会計移行事業及び下水道施設改修事業の２件 730 万円の減額変更でございます。
　以上、補正予算の概要を説明いたしました。
　詳細については、担当より説明させますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　建 設 課 長
建設課長（橋本　満）　それでは、説明書９ページ、歳入から説明いたします。
　４款１項１目・一般会計繰入金を 302 万 7,000 円増額し、１項・一般会計繰入金の総額を１億 1,385 万 8,000 円としております。
　７款１項１目・下水道事業債は、各事業の実績見込みにより、730 万円を減額し、１項・町債の総額を 2,080 万円としております。
　10 ページ、歳出では、１款１項１目・一般管理費 169 万 3,000 円の減額は、地方公営企業法適用支援業務委託料が主なもので、３目・漁業集落排水管理費は財源組替、４目・農業集落排水管理費 42 万円増額、５目・公共下水道管理費は、小値賀町下水道事業計画変更業務委託料 300 万円を減額し、１項・総務管

理費の総額を8,896万円としております。
　以上で説明を終わります。
議長（横山弘藏）　これから質疑を行います。
　第１表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。
　第４款・繰　入　金
　繰入金ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第７款・町　　債
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　歳出に移ります。
　第１款・総　務　費
　総務費ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　これから歳入歳出全般についてご質疑願います。
　質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
　次に第２表『継続費補正』についてご質疑願います。
　ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
　次に第３表『繰越明許費』についてご質疑願います。
　繰越明許費ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
　次に第４表『地方債補正』についてご質疑願います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　これで質疑を終わります。
　これから討論を行います。
　まず原案に反対者の発言を許します。
（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　反対討論なしと認めます。
　次に原案に賛成者の発言を許します。
（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号、令和４年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第４号）を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、議案第22号、令和４年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第20号、令和４年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第２号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第20号、令和４年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第２号）について説明いたします。
今回の補正予算は、歳入では、実績見込みによる診療収入の減額、調整交付金の確定に伴う事業勘定繰入金の減額、及び一般会計繰入金への繰り戻し、事業実績による町債の減額、歳出では、診療所建設工事及び医師住宅建設工事の減額ほか、精算見込みによる医薬材料費等の減額が主なものでございます。
予算書１ページ、第１条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9,970万円を減額し、補正後の予算総額を10億1,716万円とするものでございます。
第２条は継続費の補正で、４ページ第２表に示しますとおり、令和４年度の年割額を94万6,000円増額し、総額を13億5,094万6,000円に変更するものでございます。
第３条は、地方債の補正で、事業実績に伴ない、５ページ第３表に示しますとおり、診療所建設事業及び医師住宅建設事業について、それぞれ変更を行うものでございます。
以上、補正予算の概要を説明いたしました。
詳細については、担当より説明させますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　診療所事務長
診療所事務長（牧尾　豊）　それでは、説明書８ページ、歳入から説明いたします。
１款１項・入院収入を各目のとおり、1,409万2,000円減額し、総額を1,105

万円としております。同じく、２項・外来収入を各目のとおり、1,668 万円減額し、総額を１億 7,758 万 1,000 円としております。入院収入及び外来収入それぞれ、11 月分までの診療報酬確定額と、１月までの窓口収入の実績から、３月までの診療報酬額を見込んだ結果によるものでございます。

４款１項１目・事業勘定繰入金は、国民健康保険会計の特別調整交付金へき地直営診療所分の額の確定により、1,106 万 2,000 円減額、２目・一般会計繰入金を 3,096 万 6,000 円減額し、１項・他会計繰入金の総額を４億 8,151 万 3,000 円としております。

７款１項１目・病院事業債 2,690 万円の減額は、医師住宅建設事業の減額が主なもので、１項・町債の総額を３億 290 万円としております。

９ページ、歳出では、１款１項１目・一般管理費は、人件費ほか、代診・診療応援医師の診療謝礼金、応援医師の招聘に伴う長崎離島等医療連携ヘリ事業負担金の増額が主なもので、881 万 4,000 円を増額し、１項・総務管理費の総額を ２億 7,775 万 9,000 円としております。同じく、２項・研究研修費を 28 万 2,000 円減額し、総額を 25 万 4,000 円としております。同じく、３項・施設整備費は、診療所建設事業及び医師住宅建設事業の実績に伴ない、9,173 万 2,000 円を減額し、３項・施設整備費の総額を５億 6,897 万 1,000 円としております。

２款１項１目・医業用機械器具費を 120 万円減額、２目・医薬品衛生材料費は、医薬材料費の減額が主なもので、1,560 万円を減額し、１項・医業費の総額を１億 5,281 万 9,000 円としております。同じく、２項・給食費を 30 万円増額し、総額を 316 万 8,000 円としております。

以上で説明を終わります。

議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第１表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第１款・診　療　収　入

診療収入ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　第４款・繰　　入　　金

繰入金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　第７款・町　　債

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　歳出に移ります。

第１款・総　務　費　　今 田 議 員

７番（今田光弘）　はい。施設整備費の医師の住宅建設工事費というのを、もう今年度は医師の住宅を建てないということだと思いますが、当初予算で計上されていて、たしか実施設計も、９月ぐらいに終わってるんだと思うんですが、それを繰り越して事業を進めるのが一般的な考え方かなと思うんですがいかがでしょうか。

議長（横山弘藏）　診療所事務長

診療所事務長（牧尾　豊）　お答えいたします。

今回の医師住宅の建設事業につきましては、議員ご承知のとおり、診療所本体の建設工事の遅れに伴いまして、当初予定してた事業がずれ込んでおりまして、本年度、令和４年度については実施設計のみというふうになっております。工期については令和４年度 12 月末というふうになっておりました。そのあとですね、また精査をさせていただいてですね、繰越の方も検討させていただきました。その中で、やはりこう新年度当初予算の方でしっかり予算計上すべきというふうに判断しまして、令和５年度当初予算の方に計上させていただきました。

議長（横山弘藏）　今 田 議 員

７番（今田光弘）　非常におっしゃってることはわかるんですが、この先ですね、令和５年度の予算が出てくる時の話にはなるとは思うんですが、令和５年度の予算がだいぶ金額が増えてる予算で、今予定されています。となると、当初考えていた金額が思ったよりその額が少なくて、この金額ではできないということで、今年度終わらせてしまって、来年度新しく、新たな金額で発注しようというふうに、もしかしたら思ったのかなとも思い、あの可能性もちょっと考えたんですよ。ですから、先ほど言ったようにほんとに繰越も検討したんだけれどもということで、それもわかるんですけど、もう診療所の建設が遅れるのがわかっていれば、もっと早い時期に補正で落とすこともできたし、なんかその辺がちょっと解せないとこなんですけど、いかがでしょうか。

議長（横山弘藏）　診療所事務長

診療所事務長（牧尾　豊）　お答えいたします。

医師住宅の実施設計の発注と建設工事の完成の方が、時期も同じくしてから、業務が並行してから進んでおりました。その中で、もう今年度の工事の方がかなり難しいということがわかって、協議もさせていただきました。その中で、ご存じのとおり物価高騰の方が、設計を進める中で多額になってきておりまして、その辺も随時協議を重ねてきた中で、今年度の今の現計予算の中ではなかなか難しいということもあるのは事実でございます。そういった分も全て検討させていただいて、令和４年度ではなく、令和５年度の当初予算の方で、新た

に計上させていただくものでございます。
議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。　浦　議　員
６番（浦　英明）　同じところですけれども、当初予算ではですね、110 平米で２棟、それから４ＬＤＫ４年度完成とまあこういうふうに書かれておったんですけれども、主要事業一覧表の中にですね。５年度は明日頃から特別会計でやると思うんですけども、その事業からしてちょっとこう違っておりますので、そこらあたりがほんと先ほど説明しているとおりだとは思うんですけど、もう一度こう詳しい説明をお願いしたいと。それとですね、私あの医師の住宅がいつ頃できるのかということで昨年夏頃言われたんで、４年度、要するに５年の３月までには終わりますよというふうなことで住民に説明をしておりました。それで説明しておりましたので、その分を訂正してお詫びを申し上げて、工期をちゃんと言わなくてはいけませんので、いつできるかはっきりはできないとしても、その工期の日にちをここで説明してください。
議長（横山弘藏）　診療所事務長
診療所事務長（牧尾　豊）　お答えいたします。
令和４年度の当初におきましては、約 100 平米の２棟ですね、を計画させていただいて、それを基に設計事務所と協議を重ねて業務を行ってまいりました。その中で、先ほどもご説明させていただきましたけども、建設資材物価高騰もあってですね、なかなかうちの方で最初、当初予定していた額ではなかなか難しいというところもあって、図面とかあの設計図の方もですね、いろいろ協議を重ねてさせていただきました。その中で、だいたい平米数については 100 平米よりもちょっと少しコンパクトな方にさせていただいて、今検討をして、考えをしております。で、令和５年度の話になりますけども、工事につきましては速やかに業務が行くように、こちらとしても考えておりますので、早期の完成に向けて関係部局と連携しながら進めてまいりたいと、そのように考えております。
　時期については、いつ頃完成するというのを、明言は私の方ではできませんので、できるだけ早い時期に完成に向けて努力してまいりたいとそのように考えております。
議長（横山弘藏）　浦　議　員
６番（浦　英明）　もちろんそういうふうに答弁するでしょうけども、私としてもやっぱり謝ってですね訂正しなくちゃいけませんので、５年の３月と言っていたのをほしたらいつできるのかと私に言われるんですよね。そうしますと、わかりませんと答えるわけにはいかんから、盆過ぎだろうかとか、来年の３月だろうなとかいうふうに答えなくちゃいけないのでですね、そこあたりをもう少しこうちょっとやっぱり答弁しにくいでしょうけども教えていただきたいな

というふうに思います。私もその方に答弁する必要があるもんですからね。
議長（横山弘藏）　建 設 課 長
建設課長（橋本　満）　お答えいたします。
　建設工事が遅れた原因のひとつにも、その物価高騰による予算の合わないところもありますが、診療所の建設工事の宿舎が、建設予定地に建っていたということで、その事務所がですね、撤去した後に地盤調査をして、基礎は大丈夫かとか調査をする中でですね、遅れてきた経緯もございました。それであの年内繰越っていうのを断念した経緯もあります。それで工期的には５カ月を考えてますので、できる限り新年度にですね、予算が通りましたら早い時期に入札をかけまして、令和５年 12 月までには完成をさせたいというふうに執行部では考えております。
議長（横山弘藏）　総務費ほかにありませんか。　　浦　議　員
６番（浦　英明）　１項の 18 節、負担金のところで、ＲＩＭＣＡＳ負担金がですね､372 万 9,000 円増額補正されております｡それであの当初と合わせますと、701 万ぐらいになりますけども、当初予算からすると、約倍ぐらい増えておるんですよね。３年度からしますと、３年度からしても倍近くですね、そんだけ増えておりますので、先ほど説明されておった内容のとおりと言えばそれまでででしょうけど、もう一度確認のためお尋ねします。
議長（横山弘藏）　診療所事務長
診療所事務長（牧尾　豊）　お答えいたします。
　ＲＩＭＣＡＳヘリですね、診療に来ていただく先生方の利用されるヘリコプターになります。これにつきましては、長崎県病院企業団の方で運営をされておりまして、その運営の会計決算につきましては、令和３年度の実績と令和４年度の計画と、決算がまだ、今年度まだ確定してないんですけど、令和３年度の決算が令和４年度の方にもずれ込んでくるということがありまして、令和３年度の実績と令和４年度の計画を、計画というか負担を今回請求というか負担するものになっております。令和、ご存じのとおり令和３年度にうちの診療所常勤医師の病気療養のために運行回数が例年 20 回程度見込んでいたんですけども、それが倍増になって 40 回、42 回ですかね、なっておる関係で負担金が大幅に増額となっております。
議長（横山弘藏）　ほかに総務費ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第２款・医　業　費
　医業費ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　次に第２表『継続費補正』についてご質疑願います。
質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　次に第３表『地方債補正』についてご質疑願います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　反対討論なしと認めます。
次に原案に賛成者の発言を許します。
（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　賛成討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第 20 号、令和４年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第２号）を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、議案第 20 号、令和４年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

議長（横山弘藏）　お諮りします。
日程第 20、議案第 23 号から、日程第 27、議案第 30 号までの、令和５年度小値賀町各会計予算については、予算特別委員会を設置して、付託する予定でございますので、一括議題としたいと思いますが、これにご異議はありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、日程第 20、議案第 23 号から、日程第 27、議案第 30 号までの令和５年度小値賀町各会計予算については、一括議題とします。
議案第 23 号から、議案第 30 号までの令和５年度小値賀町各会計予算の提案理由の説明を求めます。　　町　　長

町長（西村久之）　令和５年度小値賀町各会計予算について、説明いたします。

まず、議案第 23 号令和５年度小値賀町一般会計予算について、説明いたします。

日本経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いています。その一方で、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰、欧米各国の金融引き締めによる世界的な景気後退が懸念される中、わが国経済を取り巻く環境には厳しさが増しております。こうした状況から、国においては、国民生活と事業活動を守り抜くとともに、景気の下振れリスクに先手を打ち、我が国経済を民需主導の持続的な成長路線に乗せていくため「物価高・円安への対応」「構造的な賃上げ」「成長のための投資と改革」を重点分野とする、財政支出 39 兆円、事業規模 71.6 兆円の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を策定し、これを速やかに実行に移し経済対策の効果が最大限に発揮できるよう万全の経済財政運営を行うことといたしております。

また、地方財政対策につきましては、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源の総額につきましては、令和４年度を上回る額を確保するといたしています。

本町の財政事情は、収入の多くを依存している地方交付税の動向に大きく左右され、自主財源である税収は、昨年度を若干上回る見込みではございますが、少子高齢化の影響により、大幅な増収は見込まれず、今後も厳しい状況は続くことが予想されます。

本町の財政運営においては、財政健全化に向けた取り組みを強化することが必要不可欠であり、国・県などの補助制度や地方債を最大限に活用し、歳出の削減努力に努め、健全な財政運営を維持していかなければなりません。

このような中、令和５年度の予算編成に当たっても、「総合計画」や「まち・ひと・しごとの総合戦略」「過疎・辺地計画」に基づき、人口減少対策や持続可能な自立に効果が期待できる事業を積極的に推進し、年々増加しているふるさと納税による自主財源の確保や、地域おこし協力隊等を足がかりに移住、定住者の増加を継続して図るとともに、雇用機会拡充事業により、事業拡大や事業創出を継続して推進し、地域経済の活性化や交流人口、定住促進の増加に向けた施策のほか、子どもの教育や子育て支援、医療の充実、産業の振興などに重点を置いた予算編成といたしております。

予算の主な内容についてご説明いたしますと、総務費では、町の玄関である

小値賀港新ターミナルビルの改修事業、老朽化している町内公衆トイレの改修事業、財源確保のためのふるさと寄附金推進事業や、適切な情報管理・セキュリティ対策を行うためのイントラネットセキュリティ強靭化リプレイス工事、また、職員の業務効率化を図るための業務改革推進事業、庶務管理システム導入事業などの予算を計上いたしております。

民生費では、老朽化に伴う高齢者生活福祉センター「たんぽぽ荘」の空調設備更新事業、障がい福祉の充実を図るための第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画策定支援業務委託料、幼児を中心とした療育支援サービスの充実と、福祉医療費の拡大のほか、従来から取り組んでおります福祉のまちづくり実現のための各種支援に予算を計上いたしております。

衛生費では、地域の子育て支援機能の充実を図るための、地域の子育て支援拠点事業、各種予防接種など住民の健康増進と病気予防に対する施策、可燃ごみの島外搬出に係るごみ処理広域化事業、環境衛生では、海岸漂着物等地域対策事業、最終処分場家屋廃材島外搬出業務委託事業、ごみ処理関連などに予算を計上いたしております。

農林水産業費では、新規就農者支援のための経営発展支援事業、牛舎整備支援事業、農協の荷捌き倉庫整備に対する支援、漁業新規就業者特別対策事業、漁業者の所得向上の取り組みに係る機関換装費用の助成のほか、町内各漁港の機能増進・安全に利用するための補修工事などに加え、本町の基幹産業である農漁業の振興を推進していくための予算を計上しております。

商工費では、雇用機会拡充事業のほか、観光関係で、二次離島の周遊観光開発の委託事業等、観光客の長期滞在を促進するための予算を計上いたしております。

土木費では、今後の空き家対策事業への有効活用を図るための空き家等実態調査委託業務を、歩行者等の安全確保のための町道唐見﨑線災害防除工事、区画線修繕及び防護柵工事のほか、道路維持管理経費及び公営住宅等維持管理経費等の予算を計上いたしております。

消防費では、老朽化した防火水槽の改修工事と、第７分団に配備する消防ポンプ自動車の購入事業、防災無線の地区内放送システムの改修のほか、消防体制の維持・充実に係る経費、災害避難の防災対策事業などの関係予算を計上いたしております。

教育費では、ふるさと留学関係経費や学校教育・社会教育関係の経費をはじめ、世界文化遺産登録５周年を記念してのイベントの実施、野崎島集落跡石垣配置図・石垣台帳作成業務、旧野首教会保存修理事業のほか、町内遺跡等調査業務の予算を計上いたしております。

令和５年度小値賀町一般会計の予算は、予算書１ページ、第１条のとおり、

歳入歳出予算の総額を 39 億 100 万円といたしております。前年度当初予算と比較しますと、8,200 万円、2.1%の減額となっております。

第２条は、継続費で、７ページ第２表に示しますとおり、旧野首教会保存修理事業を、令和５年度から令和７年度までの継続事業として行うもので、総事業費を３億 510 万 9,000 円としております。

第３条は、地方債で、８ページ第３表に記載しております、令和５年度実施の各事業において、借入れる地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

第４条は、一時借入金の借入の最高額を６億円と定めるものでございます。

第５条は、歳出予算の流用について定めております。

次に、議案第 24 号、令和５年度小値賀町渡船事業特別会計予算について、説明いたします

はまゆう、西海両航路は、離島住民の通院や通学など、生活水準の向上を図るために、なくてはならない生活の足であり、安定的な就航と安全性の向上、また、経営の改善とサービスの向上に努め、その責務を果たしてまいりたいと考えております。

令和５年度渡船事業特別会計の予算は、予算書１ページ、第１条のとおり、歳入歳出予算の総額を 9,000 万円としております。前年度当初予算と比較しますと、1,720 万円、23.6%の増額となっております。

第２条は、地方債で、４ページ第２表に示しますとおり、はまゆうエンジンオーバーホール整備工事において、借入れる地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第３条は、歳出予算の流用について、定めております。

次に、議案第 25 号、令和５年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算について、説明いたします

平成 30 年度から国保の都道府県化が導入され、県下各市町の過去３カ年の医療費の状況及び、所得状況・被保険者数を元に、県下各市町が県へ納付する国保事業納付金が算定されております。

歳入では、県が算定した国保事業納付金により国民健康保険税を前年度より 349 万 2,000 円減額の 8,316 万 3,000 円としているほか、保険給費等交付金、法律に基づいた繰入金等を計上しております。

歳出では、過去３カ年の医療費の状況をもとに、保険給付費、療養費、高額療養費等を計上しているほか、県試算による国保事業納付金等を計上しております。

令和５年度国民健康保険事業特別会計の予算は、予算書１ページ、第１条のとおり、歳入歳出予算の総額を４億 7,480 万円としております。

前年度当初予算と比較しますと、58 万 4,000 円、0.1%の減額となっております。

次に、議案第 26 号、令和５年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について、説明いたします

今年度も例年と同じく、長崎県後期高齢者医療広域連合からの算定数値をもとに予算組をおこなっております。被保険者は、令和４年度より１人少ない 620 人での算定となっております。令和５年度の保険料額については、令和４年度と同じ均等割額及び所得割率となっておりますが、本町の保険料は減額となっております。また、令和４年度と同じく、高齢者の健康寿命を延ばすための「高齢者の特性を踏まえた地域保健事業」に関する経費を計上いたしております。

令和５年度、後期高齢者医療事業特別会計の予算は、予算書１ページ、第１条のとおり、歳入歳出予算の総額を、5,430 万円としております。

前年度当初予算と比較しますと、28 万 9,000 円、0.5%の減額となっております。

次に、議案第 27 号、令和５年度小値賀町介護保険事業特別会計予算について、説明いたします。

「第８期高齢者保健福祉・介護保険事業計画」が、令和５年度をもって計画期間の満了を迎えることから、「第９期高齢者保健福祉・介護保険事業計画」の策定のための支援業務委託料をはじめ、高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で元気に安心して生活できるよう、保険給付費のほか、介護予防やフレイル予防の推進のための予算の計上を行っております。

令和５年度介護保険事業特別会計の予算は、予算書１ページ、第１条のとおり、歳入歳出予算の総額を３億 9,930 万円といたしております。前年度当初予算と比較しますと、1,367 万 4,000 円、3.5%の増額となっております。

第２条は、歳出予算の流用について定めております。

次に、議案第 28 号、令和５年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算について、説明いたします

予算概要としては、「安全で安定的な水道水の供給」を行うための経常的経費、老朽化している機器の更新及び配水管の劣化・老朽化箇所の布設替工事等の経費のほか、令和４年度からの継続事業となる公営企業会計移行事業が主なものとなります。

令和５年度簡易水道事業特別会計の予算は、予算書１ページ、第１条のとおり、歳入歳出予算の総額を１億 30 万円としております。前年度当初予算と比較しますと、1,640 万円、19.5%の増額となっております。

第２条は、地方債で、４ページ第２表に示しますとおり、簡易水道施設改修事業、簡易水道公営企業会計移行事業において、借り入れる地方債の限度額、

起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。
第３条は、歳出予算の流用について定めております。
次に、議案第 29 号、令和５年度小値賀町下水道事業特別会計予算について、説明いたします
下水道事業においても、安定した運営を行えるよう経常的経費のほか、老朽化が進行している、終末処理場施設の機器の修繕及び更新等の経費をはじめ、簡易水道事業と同じく、令和４年度から継続事業となっている公営企業会計移行事業の経費を計上いたしております。
令和５年度下水道事業特別会計の予算は、予算書１ページ、第１条のとおり、歳入歳出予算の総額を２億 710 万円としております。前年度当初予算と比較しますと、4,630 万円、28.8%の増額となっております。
第２条は、債務負担行為で、４ページ第２表に示しますとおり、水洗便所改造資金への融資にかかる、利子補給に対する後年度負担を計上しております。
第３条は、地方債で、５ページ第３表に示しますとおり、下水道公営企業会計移行事業ほか２件の事業において、借り入れる地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。
第４条は、歳出予算の流用について定めております。
最後に、議案第 30 号、令和５年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算について、説明いたします
令和５年度において、国はコロナ禍からの経済社会活動の回復を見据え、国民の命・雇用・暮らしを守る万全の対応を行うとしており、経済活動の回復を支える保健・医療・介護の構築を図ることを重点事項としております。今年５月の大型連休後に、新型コロナウイルスの感染法上の分類が「５類」に移行されますが、診療所では引き続き、発熱外来や検査体制を維持し、感染対策への対応を行っていきたいと考えております。また、町民が安心して医療を受けられるよう、今後も関係機関や保健・福祉部門との連携を図ってまいります。
予算編成においては、歳入では、入院･外来とも過去の実績を勘案した診療報酬の算出、医師住宅建設工事関係の財源補てんが主なもので、歳出においては、常勤医師２名体制の維持、専門医外来の実施、医療器械等の更新経費のほか、医師住宅の建設経費を計上いたしております。
令和５年度国民健康保険診療所特別会計の予算は、予算書１ページ、第１条のとおり、歳入歳出予算の総額を５億 690 万円としております。前年度当初予算と比較しますと、６億 2,580 万円、55.2%の減額となっております。
第２条は、４ページ第２表「地方債」に示しますとおり、医療機械器具購入事業と医師住宅建設事業において、借り入れる地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第３条は、歳出予算の流用について定めております。
以上、小値賀町一般会計並びに特別会計７会計について、予算の概要を説明いたしました。
なお、補足説明につきましては、その都度、担当が申し上げます。
よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑に入りますが、本案については特別委員会を設置して、付託する予定でございますので、質疑に関しましては総括的なことにとどめ置き願いたいと思います。
議案第 23 号から議案 30 号までの令和５年度小値賀町各会計予算について全会計に渡り歳入歳出全般についてご質疑願います。
質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
お諮りします。
議案第 23 号から議案第 30 号までを、この際７人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して、期間は会議規則第 46 条第１項の規定により、３月 10 日までに審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、議案第 23 号から議案第 30 号までの、令和５年度小値賀町各会計予算の８件については、７人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して３月 10 日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定しました。
お諮りします。
只今設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第２項の規定により、横山弘藏議員、今田光弘議員、浦英明議員、末永一朗議員、黒﨑政美議員、宮﨑良保議員、松屋治郎議員を指名したいと思います。
これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、只今指名しました方を予算特別委員会委員に選任することに決定しました。予算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第８条第２項の規定及び第９条の規定により互選していただきます。

議長（横山弘藏）　しばらく休憩します。

―　休憩　　午後　　３　時　24　分　―
―　再開　　午後　　３　時　24　分　―

議長（横山弘藏）　再開します。
　予算特別委員会の委員長及び副委員長が、次の通り決定し通知を受けたので報告します。
　委員長に横山弘藏議員、副委員長に今田光弘議員、以上の通りです。

議長（横山弘藏）　総　務　課　長
総務課長（谷元芳久）　すいません。一般会計の際に、浦議員から特別会計と一般会計を合わせた起債残高を質問されておりましたので、今現在のですね４年度末の見込み額を答弁させていただきます。トータルで 55 億 8,772 万 3,000 円となります。で、そのうち一般会計が 34 億 6,020 万 9,000 円となっておりますので、差し引きしてもらって残りの分が特別会計となりますけども、全会計必要であれば読み上げさせていただきますけど、よろしいでしょうか。

議長（横山弘藏）　以上で本日の日程はすべて終了しました。
　本日はこれにて散会といたします。
　３月 14 日の本会議は午後１時 30 分から始めます。
　なお、３月９日木曜日及び 10 日の金曜日は予算特別委員会を午前９時 30 分から行いますので、よろしくお願いいたします。
　どうも今日はご苦労様でした。

―　午後　　３　時　26　分　　散会　―